

昭和五十九年五月二十七日郷土研究会資料

第七十七回研究発表

徳川家康と越谷

主催 越谷市郷土研究会

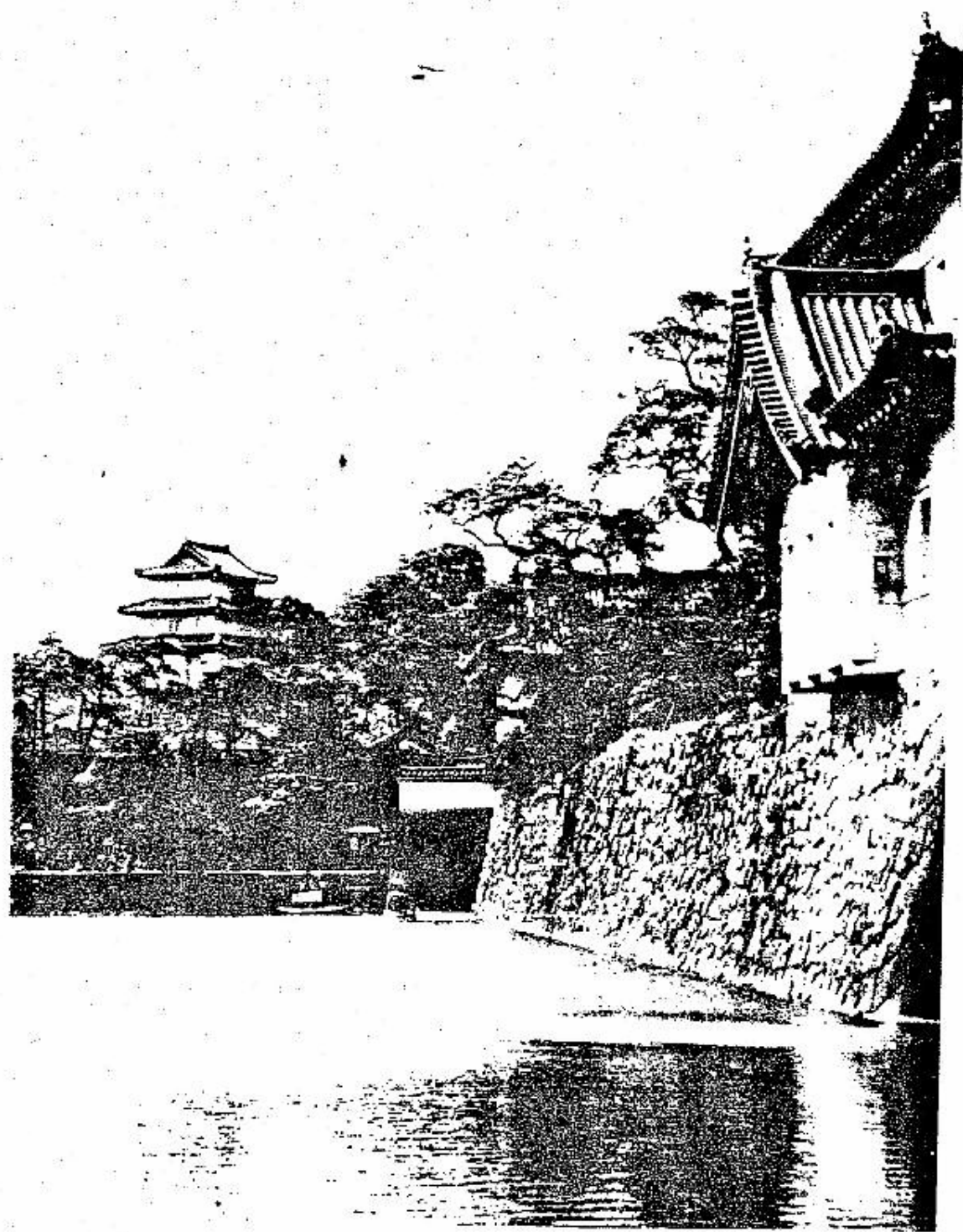
理事 山崎善司

目次

1	始めに	1
2	徳川家康関東入府	2
3	伊奈備前守忠次	2
(1)	伊奈家系図略	2
(2)	代官頭	3
(3)	検地	3
(4)	忠次の農政	3
(5)	治水	4
(6)	伊奈流治水	4
(7)	交通	5
(8)	江戸幕府	5
(9)	家康将軍職を譲る	6
4	御殿・陣屋	
(1)	御殿の設置	7
(2)	大川戸陣屋御殿	7
(3)	越ヶ谷御殿	9
(4)	越ヶ谷御殿跡地	10
5	放鷹	
(1)	家康の放鷹	11
(2)	秀忠と越ヶ谷御殿	14
6	越ヶ谷御殿の江戸城移転	15

7	資料	
(1)	越ヶ谷瓜の蔓	17
(2)	新編武蔵風土記稿	23
(3)	旧記	30
(4)	日本城郭全集	35
(5)	越ヶ谷市の史蹟と伝説	38
8	終りに	47
9	参考資料	48

以上



右より 桜田二重櫓、桔梗門、富士見櫓

江 戸 城

始めに

「徳川家康と越谷」との題名に対しましては、越谷市史・越谷歴史物語・越谷歴史散歩等に書かれていて、今更！と申す向もある事と思えます。

然し乍ら、各所にある断片的、部分的なものを一ヶ所に集めて配列を変えて見ると、又趣の異つた感覚で歴史を見直す事が出来又、新しい発見と疑問が出て来て歴史の興味が湧いて来るものです。現在残っている歴史的痕迹も開発の波に消滅しつつある時に、此の様な試も又良いのではないでせうか。先覚諸師の記録や執筆を今一度緋いて見度いと思えます。

徳川家康の越ヶ谷との関係資料は大変少く、十指程度と伝承が少々残っているのみですが、広い目で記録や資料を継ぎ合せて、少しく推測を混えて、当時の時代背景のもとに浮び上がらせて見ますと、其の全貌が見えて来るのであります。

資料として使いましたものに「越ヶ谷瓜の蔓」「旧記」「会田家系図」「寛永諸家譜」「寛政重修諸家譜」「新編武蔵風土記稿」「越谷の歴史と伝説」「越谷市市史」そして本間先生著「関東郡代」を使わせて頂きました。

NHK大河ドラマ「徳川家康」が昨年未終了でしたがさて、「越谷に当時家康が来たのか」と言う事になりますと、首を傾げる人の方が多い事と思えます。私も郷土研究会に入り始めの頃は、同様に半信半疑でした、先達達

の研究・古い記録の古文書を見・実際に足で確かめるに従い、自分なりに確信が持てる様になりました。

幸な事に越谷市増林地区には、「権現の井戸」「駒止めの槓」「御殿境内の石杭」等の伝承、大相模地区では、「旧記」大聖寺には、「家康お泊時の寝巻」「拝領の御太刀」「東照宮」等と伝承、大沢地区には、「越ヶ谷瓜の蔓」があり、越ヶ谷御殿町には、「元御殿」「御殿町」の地名が残り、「御殿通り」「御殿表通り御門見通し」「御殿下通り道」「御殿耕地」「御殿下向耕地」等の伝承にある道や地形も残り、御殿番を勤めた小杉藤左衛門尉景房の墓も発見された。

御殿地の前身は会田出羽屋敷、その前身は古志賀谷氏の館跡、杉浦家は大川戸陣屋跡に居住し、その前身は、大河戸太郎の館跡であつたと言う伝承がある。

我々の郷土には、日本の歴史がある如く、其れ以前は又其の以前はと歴史を遡上つて辿る事で次第に我々の祖先の足跡を見出す事が出来るが是等を発見出来た時の喜びは何よりであると同時に、先人の痕跡を失わない様に大切に、次の時代に残し伝える事が現代の我々に課せられた責務では無いだろうか。

越谷市は昨年十一月「文化都市宣言」をした。現存の文化的水準の向上もより大事で又急務ではあるでしょうが、一度失つたら二度と帰らない先人の遺跡は寄り大事にすべきです。私も市民の一人として、ほんの一部ではあります。文化遺産を継承し次の代に伝える事のお手伝いが出来たらと願う者であります。

徳川家康と越ヶ谷

徳川家康の関東入府

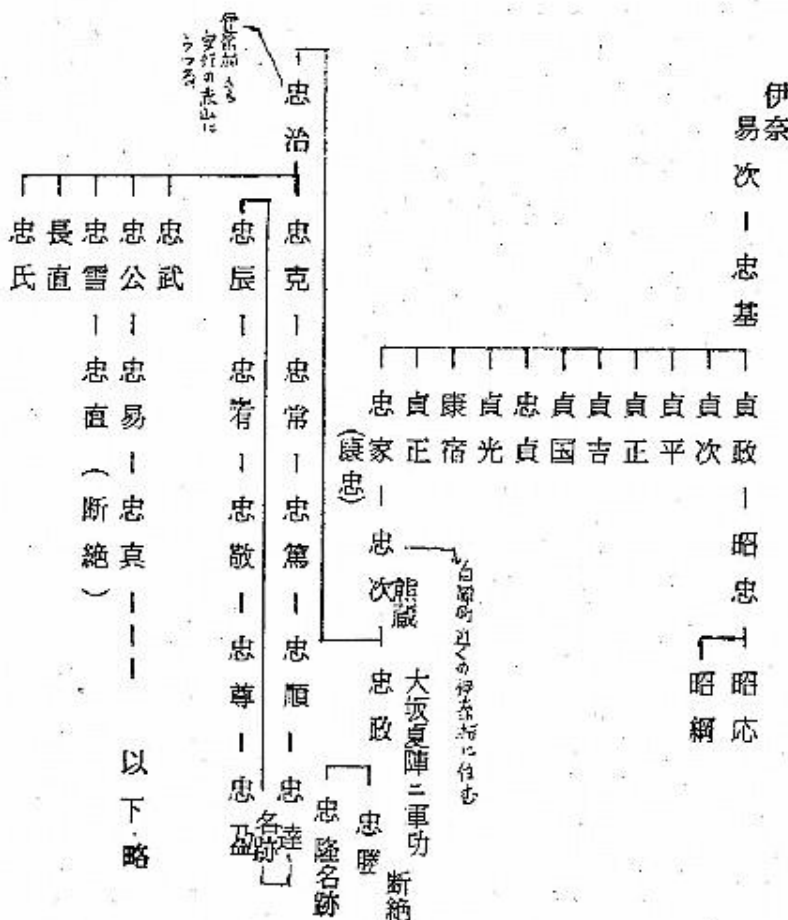
家康が関東へ入府したのは、秀吉の小田原攻めの先陣の功により小田原北条氏の旧領を授かつたからである。天文十八年八月一日家康は江戸城に入り、関東の支配者となつた。この時を「御入国の時」と言う。

家康は江戸城に入府すると、先ず江戸城修築、彌川譜代家臣団の割付・城下の町割をした、郷里の三河の国より多くの職人・商人等を配置して江戸の町造りをする。同時に、領国即ち、伊豆・相模・武蔵・下総・上総・上野の六ヶ国の高二四二万二〇〇〇石を榊原康政を総奉行として伊奈・青山・内藤を配して家臣団の所領配置を行つた。そして江戸を洪水から守る為の治水を手始めに、関東一円の治安・旧勢力の破壊と懐柔によつての民政の安定等徳川態勢の確立に力を注いだ。

特に治水には早くから着手し、文禄三年には利根川の流路を変え・荒川を人間川に合流させる等大事業を次々と行つて、利根川・荒川の乱流河沼地帯を治水する事で整理し、干し上げた後用水を導入して、武蔵の底湿地地帯を一大穀倉地帯と化す計画の立役者が伊奈備前守忠次である。伊奈忠次は、関東代官頭・関東総奉行として徳川家の御蔵米の管理・総検地の指揮・治水道路の土木工事の総監督・道路関所宿駅の管理・治安・城預り等々徳川家の一際の仕事を担当した。その内最大の功績は、新田の開発であつた。

伊奈備前守忠次

伊奈家系図(略)



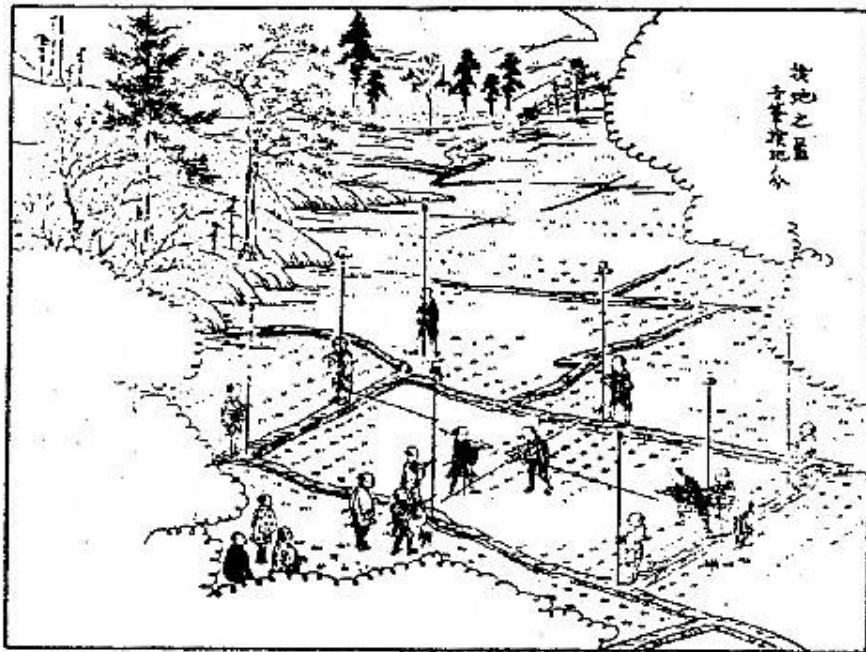
- ◎忠次―遠江国中泉御殿構築等す(土木建築に卓越の才有)
- ◎天正十七八年三河・遠江・甲斐の徳川領国総検地行ふ
- ◎小田原攻に直接農民支配・軍役の掌握に画期的検地也
- ◎軍需兵糧の確保道路橋梁整備の任・秀吉軍渡河に軍功有



鶴御成の園（葛飾区（史から））



建長元年の板碑（葛飾区）



検地之圖
寺家地分

検地の圖（徳川幕府幕治要略）

代官頭

伊奈熊藏忠次は、徳川家康の関東入府以来、領国支配に卓越な技能を發揮し、家臣団の知行差添状は、忠次等の署名に依り行なわれた。之等領国配置の後、徳川家への歳入は一二〇万石、所領の約五〇%外に京都在在中の賄方として秀吉より与えられた一〇万石計一三〇万石の歳入を有した。之等の代官頭として、伊奈熊藏忠次・大久保十兵衛長安・彦坂小刑部元正・長谷川七左衛門長綱をして統治させた。その内忠次が筆頭代官頭となつた。

忠次は、北条氏旧臣達の反乱等に対処する軍事上の目的を兼ねて、武州小室・東大宮土屋・比企川島村大屋敷に陣屋を設け、利根・荒川・入間の穀倉地帯に、支配地の民政・軍政の拠点とした。

家康は、江戸防衛の一環として渡良瀬川・太日川（後の江戸川）等に懸る橋や渡船場の勝手を禁止し、房川・市川・松戸等に関所を設け外敵の侵入に備えて、伊奈忠次をして守らせた。

検地

天正十八年七月小田原落城で天下平定を遂げた秀吉は全国に検地の施行を命じた。太閤検地である。六尺三寸角で一坪の単位であつた。之までは領主単位に軍役・夫役・年貢を賦課していたものを、実際の耕作農民を土地の所持者とみなし、直接負担者に位置付ける方法が取られた為、今まで寺社や土豪等によつて所有されていた土

地は、実際の耕作農民の所有に帰し、改めて検地帳（土地台帳）に登録された。この為在在土豪は、刀を捨て、農民となるか、土地を捨て、武士となるかの選択を強られる事となつた。武士は所領を安堵された大名・小名等の家臣となつて禄を頂戴する（給料取）か、直接耕作者となつて検地を受けて年貢を納入する事で百姓身分となるかと言う事である。この他に寺社や土豪の内、在地役職者となれば、除地を受ける事が出来た。天正十八年より秀吉が没する年の慶長三年（一五九八）まで太閤検地と称して兵農分離政策が取られた。

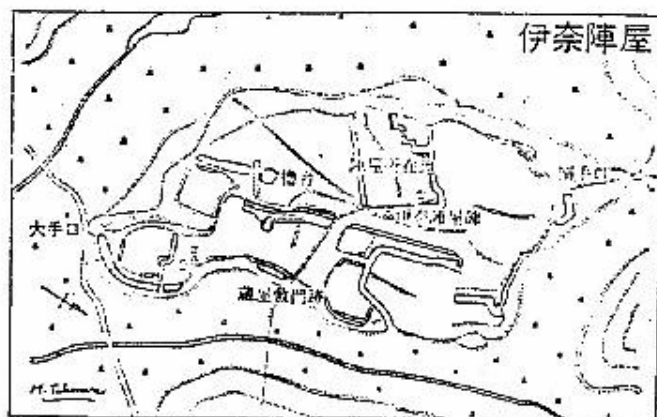
徳川家康も、秀吉の意に沿ひ領国の検地を実施、伊奈忠次が之に當つた。徳川初期の検地特に天正十九年の検地が多く見られる事から、徳川領国は之の年一斎に検地が行なはれ、天正十九年十一月の日付で家康により、寺社に寄進状が發せられている。

忠次の農政

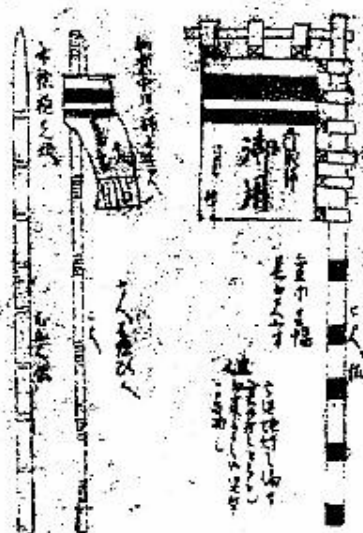
支配者の財政は、農民の納める年貢によつて支えられた。この年貢を充分に徴収するには、土地の所有権を明確にして、之れまで寺社や土豪が支配していた土地と農民を、それ等から分離して、領主が直接掌握して年貢や夫役を課す社会体制となるわけで、中世と近世の区分である。

既存の農地の他に新田開発により得た年貢は、領主の増収となるので、忠次は盛んに新田開発を奨励した。

武蔵国東部の沖積地域は、利根川始め荒川・太日川・



陣屋跡 (礎、谷天鑑寺)



岡東取締出役人の版印

忠告...
 伊奈陣屋...
 谷天鑑寺...
 陣屋跡...
 岡東取締出役人...

谷田忠利に与えられた伊奈陣屋守忠次による畑一町歩拵領の系図書

綾瀬川等の大河が集流し、度々洪水に見舞われ、その流域には未開の沼沢地帯が広がっていた。之等の原野や荒蕪地や自然堤防の後背にある広大な沼沢湿地帯の開発には、土地の事情に明るい古くからの有力土豪や寺社の力を借りなければ不可能な為に、之等に新田を開発すればその新田を与えると書状を發し、申出た者には新田開発の許可を与えている。

伊奈家は之等新田開発の他、在地土豪に屋敷地を与えたり、家臣に取立てたり、又伊奈家が媒介して土豪の懐柔策を取り、越谷会田出羽資清の子庄七郎は家康の小姓衆に登用され、又慶長十三年五月に、家康の御用を能々走り回つた御褒美として屋敷地畑一町歩を与えると、忠次の差添書が發せられてゐる。

治 水

文禄三年、武州川俣で三派に分流していた利根川の内二派を締切つて淺間川筋に流路を整理、さらに葛飾郡八甫から東方に新流路を開き、太日川筋に導流させ、利根川第一次東遷事業を行つたが、(忍城主松平忠吉の家臣小笠原三郎左衛門吉次施行)利根川と渡良瀬川とが同時に流水した為、庄内領は河川の絶えざる氾濫で村落は水没し、耕地は全く荒蕪してしまつた。(明治八年の書き上げによると)正保期(一六四八)から庄内領の開発が始まつているが、これは寛永十八年(一六四〇)、江戸川の開通によつて、河川の氾濫が治つたので開発が進み庄内領の村々が再建され、正保期の村落成立となつたのである。(江戸川の河床は上流渡良瀬川・中流庄内川・

下流太日川と稱し旧渡良瀬川の河床を利用した)

然しながら江戸川が開かれても度々の水害は止まず農民の苦しみを続いたので、その後度々の河川改修が行なわれ利根川の流路を東の銚子に、荒川を入間川に流路を変えた為に、其の間地域は水が枯れて、広大な未利用土地が現われて来た。然しその反面、濁水の為の水不足の弊害も現れ、備前堀・葛西用水・見沼用水等の用水や溜井を造り用水路を次々と完備した。

之等一連の大土木工事は、江戸を水害から守る為に計られた事ではあるが、又荒川・利根川・渡良瀬川流域の広大な沼沢湿地帯が未開発のまま耕作好適地と成り、以後新しい村々が誕生した。

伊奈流治水

伊奈家の河川修治の技法は「伊奈流」又は「関東流」として知られているが、自然に逆らわぬ方法である。普通程度の洪水には、自然堤防の外側に人工的堤防を部分的に必要な箇所のみ築堤して防ぎ、大洪水の場合には、堤防を越水させて、その岸辺に設けた遊水池に流れを溜溜させた。堤防は源則的に強固なものではなく低い堤であつた。遊水池の外側に堤があり、これを中土堤と稱されて控え堤であり、この堤で水を防ぎ、控え堤に沿つて自然堤防上に集落や道路があるので、多小の洪水では人家や畑には被害が無いのが実状であつた。

然しながら、水に逆らわぬ「関東流」では広大な溜井や遊水池が造られ、耕作に適さぬ流作地が多い為、享保年間となると「紀州流」の治水が採用されて、堅固な人

工堤防が築かれ多くの遊水池が耕地に開発された。この為一度び堤防が破壊されると、堤防のかたわらまで拡大された人家や耕地は、洪水の直撃を受け、多少の洪水にも、しばしば大きな被害を受ける事が多かつた。

伊奈流治水の技法で伊奈備前守忠次は治水と用排水の水路造りに力を注ぎ、農地の安定と新田の開発を圖つたので、民心を徳川の威勢に服させると共に年貢の増大に功顯して、徳川家財政基盤を作つた。

交通

関東入国した徳川家康は、領国の統治や軍事動員に備えて、江戸を中心とした諸街道を整備した。これ等往還道の管理者も代官伊奈忠次であつた。

伝馬制の施行の始めは、「新編武蔵風土記稿」によると、天正十八年中仙道筋武州大宮村の百姓四十二人が、伊奈忠次の命により人馬繼立の役を請け負わされている又、奥州道並びに水戸街道佐倉・下妻道筋の千住大橋の架設は文祿二年（一五九三）に、千住宿の取立は、慶長二年（一五九七）から人馬繼立場に指定されたと云う。伝馬制の本格的制度としての始めである。

新道の開発整備 「新編武蔵風土記稿」武蔵国谷古字領草加宿の由来に、奥州道筋大原から舎人領のお茶屋御殿に至る道は、慶長年中伊奈忠次の命により、谷古字領篠葉村の豪士大川図書が家康お成りの道として造成したと伝える。当時沼沢地であつたこの地に、柳の枝を刈り沼沢地に埋め込みその上に茅を束ねて敷きつめて道を造

つたという。放鷹中の家康之を見て、草も大切な用を成すものと感心して、以来当地を「草加」と名付ける様達したという。新道開発である。

江戸を中心とした諸街道や伝馬繼立中継所として本格的に整備されたのは、徳川氏が覇権を確立した「関ヶ原の合戦」以後の慶長六年一月東海道筋宿々に出された、伊奈備前守他五名署名による「伝馬定書」による。指定された宿駅は、「一日駅馬三十疋、人足三十人」馬一疋あたりの地子免の事。一駄の荷は三十貫目までとする等が定められている。

翌七年には、中仙道筋の主な宿駅に伝馬の朱印状が交附され、中仙道にも伝馬制が敷かれた事が解る。奥州道については、朱印状や伝馬定書が発見されてないが、宇都宮町に対し、慶長七年一月に地子免許状が発せられているので、同時に伝馬制が敷かれたものと思われる。

道中に関する事柄を掌つたのは、幕府職制が十分整備されない段階での、慶長寛永年間（六二四〜四三）にかけては、関東總奉行や関東代官頭であつた。次の段階には年寄衆が道中奉行を司つた。宿駅制度の基礎を築いたのは伊奈忠次を中心とした関東代官頭や関東總奉行であつた。

江戸幕府

慶長五年関ヶ原の合戦の勝利により、豊臣大名に対し処分が行なわれ、改易や転封が厳に行われ其の後に徳川一門普代の上層大名四十家を全国各地に独立大名として

封じ全国制覇の基礎が確立した。

慶長八年（一六〇三）江戸に幕府を開くと、独立大名として新所領に配置された井伊直政・本多忠勝・榊原康政等を除き、関東に止まった譜代の家臣団により創草期の将軍政治が執行され伊奈忠次もその一人であつた。

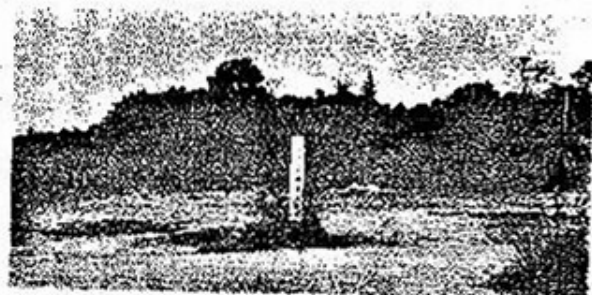
家康将軍職を譲る

慶長十年四月（一六〇五）家康は将軍職を秀忠に譲り駿府に退いたが、大御所として政治の実権を掌握した。即ち将軍政治と大御所政治に分離したのである。

大御所政治は諸大名の統治に当り、将軍政治は関東に残つた本多正信・大久保忠隣・酒井忠世・青山忠成・内藤清成等が之に当り、大御所政治は、本多正純・成瀬正成・安藤直次・松平正綱・伊奈忠次・大久保長安・彦坂元正其れに金寺院崇伝や天海僧上・林羅山等の学者・茶屋四郎等の豪商等、家康を取巻く側近勢力によつて運営された。

これを契機に家康の分身として関東直轄領の統治に當つた、関東代官頭職能は、本多正信等に代表される将軍政治を受け継がれ、家康と共にやがて消滅する運命となつた。

之により伊奈忠次独自の書判により発せられた手形も以後は、伊奈備前差添書と変り、将軍の老職本多正信御存知の旨の断り書が記されている。



伊奈村小室陣見跡



伊奈陣屋大手口跡



御殿の設置

徳川家康が関東に封ぜられた時、関八州の内、安房に里見氏・上野に佐野氏・常陸に佐竹・下野に那須と宇都宮氏が割拠していた。新領国の防衛体制を固めると共に、周辺諸大名の動勢を深知すると共に、関東の地形を熟知する為、鷹狩と称して各地を巡察し、在地土豪層の掌握と家臣団の統制そして領内民心の把握が重要であつた。

家康は始めは、巡察の途次に利用する休泊所には岩槻・川越・忍等家臣を配置した城郭を利用したが、その他の巡回先では、在地の寺社や有力者の邸宅が使用された。然し家康の地方巡察が度重なるに従い、特定の休息所や宿泊所が所々に設置され、これを「御殿」「御茶屋」などと呼ぶ様になつた。

家康が江戸入府直後、品川宿と六郷八幡町に先ず御殿を設けたと言うが、資料的には明確ではない。確実なものには文禄二年（一五九三）鴻巣宿、同四年大磯宿等に設置したものが早い例である。「新編武蔵・相模風土記稿」に記載されている元御殿を含めた御殿の総数は、二十三ヶ所・御茶屋が一〇ヶ所・これに類するもの十五ヶ所之等御殿・御茶屋は寛永年間以降徐々に廃止されて、正保改定図（一六四四、四八）によれば、御殿一〇ヶ所・御茶屋及びこれに類するもの十五ヶ所と急激に減している。その理由は当所軍事的機能並びに行政監察であつたが、幕府体制の確立と共に、その意味を失ひ、將軍やその家族の行楽遊興の為の別荘的な性格物と成つた為である。

御殿の規模

江戸の玄関口である綾瀬川に面した小菅御殿は「新編武蔵風土記稿」によると、当初小菅御圍地と称し構内一〇万余坪、各種の建物が建ち並び景観は城郭に比肩される壮大であつたと言ふ。

中原街道の小杉御殿は、三万坪、表御門・裏御門には下馬札が立ち、構内には御馬屋敷・御蔵・御貽屋敷・御殿屋敷があつたと言ふ。

千葉街道の船橋御殿は六〇〇〇余坪。

下総東金街道筋の東金御殿は九〇〇〇坪

中仙道筋の藤御殿は六〇〇〇余坪

この他東海道筋に高輪御殿・品川御殿・大磯御殿・八幡御殿、中仙道筋で浦和御殿・鴻巣御殿、奥州道筋で千住御殿・越ヶ谷御殿、甲州道筋で府中御殿、青梅道筋で高円寺御殿が数えられる。

大川陣屋御殿

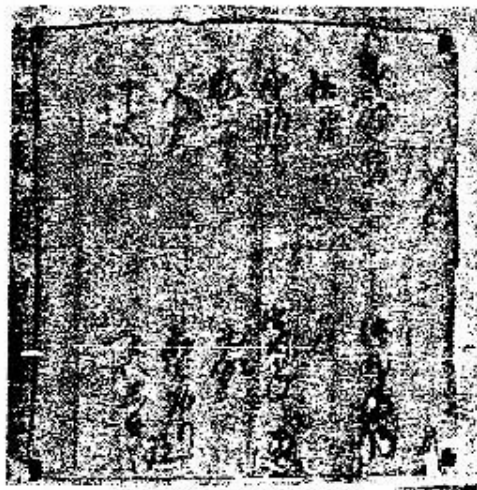
慶長五年（一六〇〇）七月家康に抗した会津の上杉氏を討伐する為、家康自ら出陣、江戸を発し、引口・鳩ヶ谷・大門・岩槻を通り野州小山に到り陣す。大坂方豊臣の頭目石田三成、之に和して挙兵、京都二条城を落したこの報を受けた家康は急雨雨中を江戸に引返したが其の途中栗橋の舟橋が大水の為流失したので、順路変更して渡良瀬川沿の乙女河岸より舟で古利根川に入り、下つて葛西に向う途中、大川戸に立寄つて休息した。

家康は、この地形状宣しき故を以て、陣屋御殿の構築

この坪割書にもとづき、家臣の杉浦五郎左衛門定政をして、延一人もの人夫を動員して短期間に構築したと言われる。この様にして出来た大川戸陣屋は、関ヶ原の合戦に備えての後背の敵会津・佐竹への備えて、江戸訪衝の戦路拠点として急拠構築されたが、関ヶ原の勝利により必要性が薄れた為、その後一度も使用されずに、後代になり杉浦家に願ひ下げられている。

覚

式拾五間	つほの内	五間	とほり道
拾間	家	拾五間	といしきい
式拾拾間	つほねとあやいた		
式拾間	家		



慶長5年の家康直軍の坪割書

越ヶ谷御殿

慶長九年（一六〇四）將軍家康は、埼玉郡増林村の御茶屋御殿を越ヶ谷の東裏耕地（現御殿町）に移した。増林村の御茶屋御殿に付いてはその設立も場所も確証がなく元荒川古川沿いに「城ノ上」と言う地名があるが、そこであるとの説もあるが確証がないままの処、越ヶ谷に伝わる「旧記」と言う記録に

一古代ニ無跡形申伝有之間敷筈、往古は度々此辺江被為有御成、新方領増林村ニ御茶屋御殿有之由、又越ヶ谷裏江右御殿引移シ之儀共会田出羽殿系譜由緒之書物ニ委細相見江候得ば、御鷹野橋之儀相違無之儀と相聞江、右古例を以仮橋当時ニ至迄為仕来候由申伝候、且又増林村御殿跡と申候は当時右村林泉寺境内ニ正観音建置候場所御殿跡と申石杭ニ記有之由、右村役人榎本氏与承り伝置候。

以上の如くその所在も由来も書上げ、尚又越ヶ谷郷土研究会にても右「御殿境内」と記した石杭を林泉寺観音堂前に建て有るを確認したので、史実が正しい事を証明出来ました。

増林村林泉寺境内には、家康度々御成の節馬を継いだと言ひ伝えのある「駒止の楨」が美事な大木となつており、又家康御成りの時の御茶を汲んだと言われる「権現の井戸」がある。近年まで清い水が涌出ていたが、今はその石枠のみ残つている。

越ヶ谷御殿については、「徳川実記」に、「慶長九年是年、埼玉郡増林村の御離館を越ヶ谷駅に移され、浜野

藤右衛門某に勤番を仰付らる」とあり。「越ヶ谷瓜の蔓」によると、一、御主殿跡見捨地四畝六歩(二十六歩?)右御守殿ハ前々増林村に有之、慶長九年辰年与越谷村江引ケ申候而御初代様、御二代様、御三代様迄ハ御成有之候、御三代様御他界之後明暦三酉年江戸大火事ニ而御城御焼失之節御仮殿ニ引ケ申候。

一、今野地百姓小杉藤左衛門先祖之儀、小杉藤左衛門尉景房と相名乗、天正以後落去之者、出羽・八右衛門等と申合三度御檢地請、慶長年中増林与御主殿引、越谷へ造立致候節ハ浜野藤藏と二人ニ而御殿番相勤、袋町ニ而除地ニ罷在候家柄之者ニ御座候。

越ヶ谷会田出羽家系図によると

二代

資久 会田出羽

天正十八年庚寅年相州小田原北条家為太閤秀吉公滅亡同八月、東照宮関東御入国之時度々越谷辺被為成之刻資久初奉拜謁、其後新方領増林村之内御茶屋御殿有之処、越谷御鷹御成之節出羽屋敷御林等被遊御上覧、場所宣候付地面可差上旨被仰付、則奉指上、御殿并御賄屋敷共出羽所持地之内被遊御建度々、入御之節出羽并妻、御目見被下仰付奉蒙御懇之御上意、其上、御馬驗鐘櫃之御小旗御紋附御團扇、東照宮御筆鶴之御絵於御前被下之、台徳院殿度々被為成時出羽夫婦ニ御目見被下仰付奉蒙御上意、然処宇都宮御座之節御忍道御案内仕被下仰付御供仕、其節森川七大夫・会田出羽・久世三四郎一所御用相勤、彼是為御褒美畑吉町步被下置伊奈備前守書判御印形之通被相添被下之、元和五巳未十月十六日卒号歡喜院殿祐与道光居士。

三代

資重 会田七郎右衛門

台徳院殿、大猷院殿度々越谷江御成之節、七郎右衛門并妻ニ御目見被下仰付奉蒙御懇御上意、大猷院殿御筆三番叟之御絵被下之、正保元甲申七月二十七日卒号深興院殿澄与道幽居士。

※「寛政重修諸家譜」

○資勝 庄七郎

東照宮に仕へ奉る。今の呈譜、資久が長男を七郎右衛門資重とし、台徳院殿越谷に被成らせ給の時、御目見奉り、正保元年八月二十七日卒、法名道幽と号二男を庄七郎資勝とし台徳院殿越谷御殿に渡御の時召されて御小姓となり、後故有りて本多伊勢守忠利に召預けらるという。家伝略委しといえ共、寛永系図に異にして外証も無により、猥に参考にして之を補いがたし、依りていささか此処に載す。

以上「徳川実記」「越谷瓜の蔓」「旧記」「会田出羽家系図」「寛政重修諸家譜」等にある越谷御殿に關係ある記述を列挙して参考にしたが、増林村林泉寺に伝わる伝承は事実であつたと言ふ事が言える。

越谷御殿は、元荒川の自然堤防上に位置し、地続に後北条氏の城砦に利用されたと言ふ浄土宗天嶽寺や郷社久伊豆神社を控え、地形上からも当時越ヶ谷の中心であり越ヶ谷一円を所持したと言ふ会田出羽の本拠で然も奥州道の要衝に當る故に、増林より越ヶ谷に御殿を移した事は、民政上当然の事と思われる。

越谷御殿跡地

越谷御殿が有つた事に付いては、異議の無い事ですが、さて「御殿跡見捨地」四畝二十六歩に付いては、明確には確定出来ないのが現状である。河川の中では、いかにとも考えられる

「右御守殿へ前々増林村ニ有之、慶長九年与越谷村江引ケ申候、中略、明暦三百年江戸大火の御御城御焼失之跡御飯殿と引ケ申候」と有り、その跡地に木を植え林と成之を権現林と唱えたとなつてゐる。

旧日光街道筋町並に、御殿番浜野藤右衛門屋敷跡がある。この南側横丁が「御殿地表通り御門見通し」とある。御門へ通ずる通りであり、浜野屋敷の北側で今は露路となつてしまつた細い通路が、「御殿下道」である。又袋町入口より左に入ると「御殿通り」(「会田出羽屋敷道通也」といわれる。)

元会田出羽屋敷は御殿や踏屋敷を造営して差出した所で、北の方と思われる所に、「馬洗場と申候へ、元荒川ハ石疊ニ而下り申候、会田出羽騎馬堀洗之跡也」とあり元荒川に下りた所に石疊があつて会田出羽の馬洗場であつた所があつた。大正十三年の河川改修に際し大きな石が六ヶ堀出されたと言うので之の石であろうか、その場所は今川の中央近くとなつてゐる。

又「頭塚、是ハ会田出羽手前仕置候者埋申候場所之由又はちよ、ぼり山ニ而頭ニ似候ニ付名付申候よし」とあるは、会田出羽が罪人を処刑してその死骸を埋めた所と言ふ、「四社権現」という有り「出羽陣屋の内之鎮守也」

とあるが、今御殿稻荷というのは河川改修の時大石の出た手前の旧土堤の中に有つたものを今の新堤の端に移して築つたと言ふのが「四社権現」であつたかと思われる。

又、御殿地の南側に「円蔵院跡」がある。「袋町円蔵院之儀、会田出羽祈願所ニ而除地も頂戴罷在候、照蓮院門徒ニハ候へ共滅斎無之、祈願乃已ニ而取統申候」とあり円蔵院も御殿敷地の中に含まれてゐた事と思われる。

御殿通りより円蔵院までの間には、御殿耕地と言ふ広い土地があり往時には林地であつたが、越ヶ谷宿の度々の大火の都度、壁土として復興の為に使い尽され田となつてしまひ、又近年区画して住宅地と化した地域である。以上御殿跡地と思われる区域内に残存する痕跡をたどり見ると、その規模は約一万二千坪と推定出来るが、前記の如く、御守殿跡見捨地のあつた地番は今の所明確には出来ない。



鷹狩に使用される鷹(ハイタカ) (宮内省蔵)

家康御放鷹 (1)

天正十八年八月一日家康関東に入国して以来、北条氏の残勢力の安定・民心の掌握に力を注いだ、その重要なものゝ一つに家康の巡察がある。

資料に残るものとして

○天正十九年十一月二十三日日記に「殿御(家忠日記)今日岩付迄御鷹野へ越され候由、江戸より申来たり候

○同二十五日、岩付へ右衛門入城候、川越へ御通り成さ

候由、申来たり候

○同六年十一月九日、「当代記」「創業記」江戸より忍・河越へ内府公、鷹野として出御、同二十八日帰城

○慶長八年此の年、征夷大將軍に任せられ、江戸に幕府を開く。

○慶長八年十月十八日、伏見発駕、江戸還御の上、河越御放鷹

御放鷹

○慶長九年(一六〇四)「越ヶ谷瓜の蔓」御入国以来、家康は度々越ヶ谷に來遊し、会田出羽資久夫妻に謁見を許したと云う。出羽屋敷・御林等を見て此の所宣敷

き由、御殿に差出す様仰出され、直ちに増林村自御茶

屋御殿を引、出羽屋敷の内へ建て、差出すという

○慶長十年十一月十七日「当代記」内府家康公、鷹野とて、川越・忍江出御

同二十六月、内府忍より河越江、江戸城江還御

○慶長十一年十一月二十一日「当代記」大御所、江戸より川越へ出御「柳菅略譜」

同晦日、還御

○慶長十年(一六〇五)四月、家康將軍職を秀忠に譲る以後將軍政治と大御所政治とに分れる。

○慶長十一年(一六〇六)「徳川実記」十二月二日「神

君の密旨に依て台徳院公(秀忠)古河・下妻・佐竹筋

巡視し給ふべき為に放鷹と称せられ、今日江城へ還御

○慶長十二年二月二十九日、「徳川実記」大御所、御発

鷹ありて駿府に赴かせ給ふ。相州中原にて數日御放鷹

し給ふ。此の頃御旅館に金の茶釜を始め茶器類失せて

見えず。依て其の夜の番士会田勝七某を掛川へ、落合

長作道一を田中へ、岡部藤十郎某を沼津に召し上げら

れて糾察せらる」

○同十二年十一月朔日、「当代記」大御所御鷹野として

武蔵国浦半(和)・川越・忍・所々え御出

○慶長十五年二月四日の条に、「四年の先、中原の御旅

館にて金の茶具盗みたる賊、此度搦らる、依て其の夜

宿直の番士落合長作・岡部藤十郎・会田庄七資勝等皆

罪許されて出仕す」

○慶長十六年十月二十六日、「駿府記」大御所御放鷹と

して戸田に赴かせしめ給ふ

○慶長十六年十一月十三日、「徳川実記」忍より川越に

至り給ふ、將軍家(秀忠)鴻巣より出向いせしめ給ふ

○慶長十七年閏十月二十一日「以下徳川実記」家康は忍

に、秀忠は鴻巣にて放鷹している

○慶長十七年十一月、鴻巣鷹狩の際、農民の直訴有り

○慶長十八年九月二十八日、大御所越ヶ谷に狩し給ふ、

二十九日、大御所江城に還御成る

○慶長十八年十一月二十日、大御所には岩槻より越ヶ谷

に渡せられる。本多上野介正純小山より参り迎え奉る

同二十一日、大御所御鷹狩有りて鶴三雁十六得給ふ

二十四日、近郊の農民、大御所御狩の路に出て、訴状

をささげ、代官の私曲を訴ふ、御旅館に帰らせ給ひ、華燭の後、双方を召して、訴訟を聞き召さるる所、農民非難たるにより首某六人禁獄せらる。大御所越ヶ谷に有りて御放鷹あり、鶴十九得給ひ御氣色大かたならず、明日葛西に成らせ給ふべしと仰出さる。

同二十七日、越ヶ谷より葛西に成らせ御道にて、鶴六得給ふ、御旅館より御使ひもて、松平政宗へ鮎・枝柿山椒を給ふ。とあり家康は越ヶ谷において七日間に渡る狩を行つてゐる。

此処で注目されるのは、在地の農民が訴状をささげ代官の私曲を直接家康に訴えており、家康は越ヶ谷御殿で裁判を行つてゐる事である。

幕府の行政組織が整い、地方支配が完備し吏僚制度が行き渡ると、將軍並びに領主への直訴は、厳しい御法度として禁ぜられた。「佐倉宗五郎の例の如く一族獄門打首」

○慶長十八年十一月、忍の鷹狩の時、代官深津八九郎、農民の直訴有りて職を免ぜらる

慶長十九年十月、大坂冬の陣同十二月一日、一旦講和成立（外堀を埋る）

元和元年四月、講和破れ、再度攻防戦が展開、同五月、大坂城落城、豊臣氏滅亡

同八月、家康・秀忠は、大坂の役の戦後処理を終え、家康は駿府城に凱戦した。

○元和元年九月二十九日、駿府を発し江戸へ向う、家康各地を巡察する時、予め自筆の道中宿付を發している「日光東照宮藏、大御所割付書」 九月二十九日清水

十月一日善徳寺三日三島、四日小田原、六日中原、十日藤沢十一日神奈川、十二日江戸着と宿泊所を記している。この後二十四日藤、二十八日河越、十一月三日忍、十三日岩付、十四日越ヶ谷、二十三日葛西、二十五日江戸、二十八日小杉十二月二日中原、そして往路と同じに泊りを重ねて十五日駿府到着の予定であつた。実際には予定通りではなく、この時も十月二十一日江戸出御、足立郡戸田、川越、忍、岩槻、越ヶ谷、葛西へと廻つたが、予定に無い千葉、東金、船橋と下総の諸地域を廻り、一ヶ月以上にわたる鷹狩をしながら各地を巡遊した。越ヶ谷の巡遊は十一月十日から十五日の五日間であつた。

○元和元年十一月十日、「徳川実記」大御所岩槻より越ヶ谷に至り給ひしが、御狩場水泛溢して放鷹を得ざりしかば、御氣色良からず、其の地の代官勘発せらる大御所越ヶ谷より葛西に至らせ給ふ

「本光國師日記」

大御所様越ヶ谷にて御氣嫌悪敷御座候ツル由、將軍様も御氣遣に思召候ツル、最早御氣嫌も直り候て御大慶之御事ニ候從將軍様鳥見に被遺候助太夫と哉申人御改易之由候、名字ハ不存候、御鷹場に亭外水を閑入、新開等仕候哉と相聞候、其の上先年御鷹野之時、はかま・かたきめで、右助太夫御目見え被仕、鳥見には似合候ハぬいでたちに、おしかり被成候、其の人又当年御鳥見に出候、其の御とがめ妥元に、此の御沙汰にて候、委細之様子ハ各より可被仰入候。とあり、御とがめに違つた事が知れる。

「放鷹」宮内庁刊によると

此の時、家康に随行した一行は「乗輿の婦子三人、馬上の婢十八人、且蜂屋九郎左衛門が軽卒五十人扈從す」とあり、駕に乗った側室三人、馬に乗った女房十八人、蜂屋九郎左衛門の士卒五十人が家康に従っていたとあり、華やかな巡遊であつた事が知れる。

家康の越ヶ谷放鷹は最後となつたであろう。翌元和二年（一六一六）四月、家康七十五歳の生涯を駿府城内で閉じた。



鷹狩に使用される百鳥(十ボツナ)

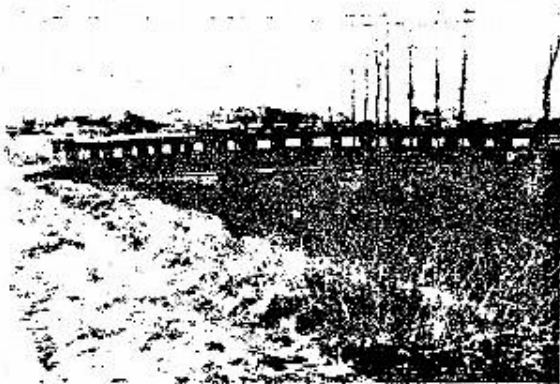
二代秀忠と越ヶ谷御殿 (2)

秀忠も放鷹に事寄せて、江戸近郷を巡遊した。

○元和三年十一月、「徳川実記」越ヶ谷・東金辺へ成らせられ放鷹の御遊有り

○元和四年十月二十九日、「以下実記」越ヶ谷辺御鷹狩に成らせ給ひ、此れ依り連日御泊狩有りて士氣、東金辺迄被成らる。井上主計頼正就(マサモト)永野監物忠元・永井信濃守尚政・阿部備中守正次・青山大蔵少輔幸成等御供す、儒役林永喜信澄も同じ
同十一月六日御狩場へ金地院崇伝、使もて蜜柑一箱献じ御氣色を伺ふ、同十二日、東金辺御狩、はて、御帰城有、とあり約半月近く側近の重役を召し連れて越ヶ谷に逗留している。

○元和六年十一月、忍の辺へ、御鷹狩にあらせられ、越ヶ谷に至らせ給ふ、井上正純・阿部正次・青山幸成・林信澄・今小路延寿院正純等お供す。



千間堀に架せられた現在の鷹匠橋

同十二月十一日帰城す

○元和七年十二月三日、東金の御狩場より越ヶ谷へ、還御なる

○元和九年、(一六二三) 將軍職を家光に譲り秀忠は大御所となる

○寛永二年(一六二五) 十二月六日、越ヶ谷に来遊、大御所東金・越ヶ谷に御泊狩あり、仙台宰相政宗が狩場程近し、乃て井上大炊頭利勝依り政宗に奉書を贈り、心置なく狩すべしと命ず。又御かへさ医官今大路式越部大輔親清、越ヶ谷の御殿にて茶を奉る。所持の茶入を御賞味有て、「越ヶ谷」といふ銘を下さる

○寛永六年十一月、越ヶ谷野にお狩

○寛永七年十一月、越ヶ谷放鷹 「会田出羽家系図」三代將軍家光、越ヶ谷に来遊越ヶ谷会田氏当主会田七右衛門資重に目通りを許し、家光自筆の三番叟の絵や御手道具を添えて猩猩毛箕並びに障羽織が下賜された

○寛永十六年六月二十日「徳川実記」 越ヶ谷御殿所々に破損に付、山田喜左衛門正清・平野清左衛門長利に修理御奉行之如仰付らる

○慶安二年(一六四九) 四月、「徳川実記」世子家綱(当時九歳)日光社參に付、其の途次の休泊所に越ヶ谷御殿が利用されている、「慶安二年四月十二日、千寿をたたせ給ひ、越ヶ谷にて昼飼奉る、此館構造せし大番根岸長兵衛直利・中川市右衛門忠明に時服、大工に銀を下る。又帰路には、供奉の形装を上覧あるべしとて、越ヶ谷の橋に御輿を止められ、申後(四時過)同所の御殿館に着かせ給ふ」

越ヶ谷御殿の江戸城移転

明暦三年(一六五七) 一月、振袖火事と称される江戸の大火により、江戸城も全焼した。幕府は、江戸城二の丸に越ヶ谷御殿を移して仮殿とする事を決め、時の老中阿部忠秋が越ヶ谷御殿の移転の奉行に任せられた。

「東京市史稿皇城編」に
明暦三年二月七日、腰谷御殿引取、二ノ御丸ニ建申ニ付、阿部備中守手伝被仰付之。とある

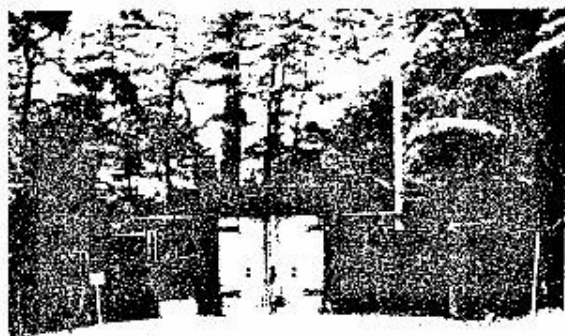
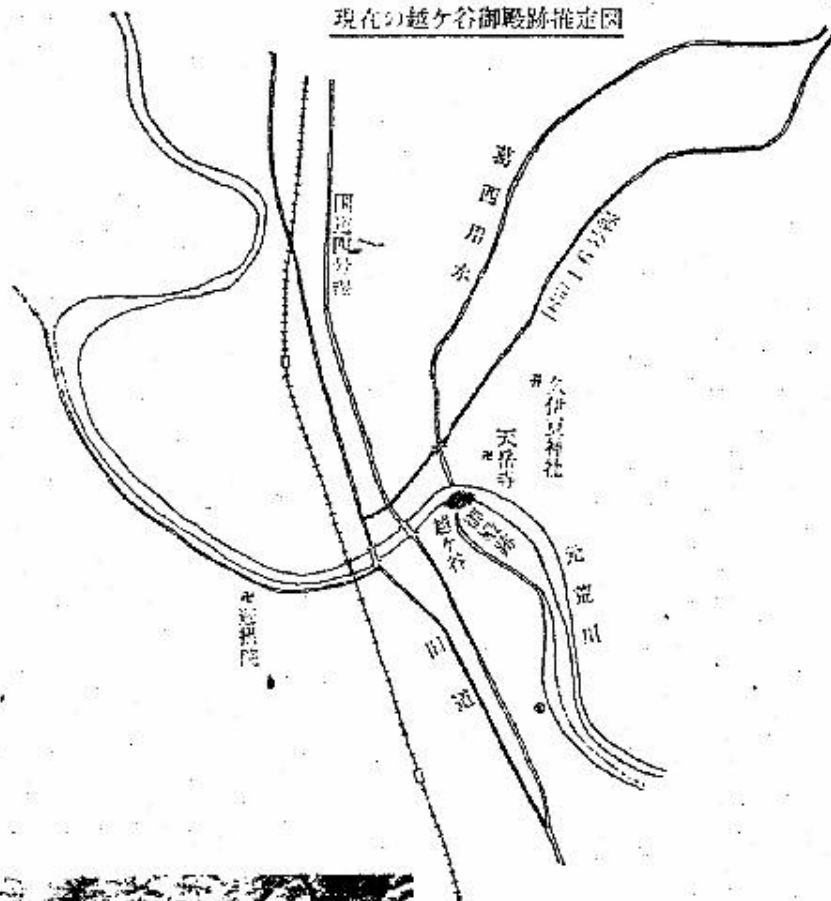
三月十三日、二の丸仮殿造営の奉行を、舟越伊予守永景、牧野織部正成常・八木但馬守守直に被仰付、酒井紀伊守忠吉に総督すべしと仰下さる。とあり、同年三月、江戸城内に運ばれた越ヶ谷御殿は、二の丸仮御殿として、奉行酒井忠吉が総監督として築営された。

此の二の丸築営工事は同年八月竣工し、万治二年(一六五九) 本丸新造造営、將軍の居所として用いられた其の後万治十三年瓦葺屋根に葺替えられ、寛文四年(一六六四) 二の丸の築山譜請がほどこされ、天和元年(一六八一) 七月、神田殿が二の丸に移され、大修復がなされ、仮御殿として用いられた越ヶ谷御殿は、二十四年間で消滅した。

◎越ヶ谷御殿の跡地は、元禄八年の検地の際、御見捨地四畝二十六歩の御林跡が御殿地の由緒により除地として残され、他は開発されて年貢地とされた。「御守殿」「御殿下通り」「御殿表通り御門見通し」「御殿向耕地」等と御殿に因んだ地名や道路名を残し今日に伝承され、市旧跡に指定されている。

又いふ所を御殿跡とて是れ將軍代

現在の越ヶ谷御殿跡推定図



埼玉驛場の表門



越ヶ谷御殿跡付近

越ヶ谷瓜の蔓

越谷市大沢 福井力之助家所蔵

越ヶ谷瓜の蔓



福井力之助
記



一越ヶ谷と中名目ハ、奥州筋ヲ登り候ニハ大沢の芝生

川原々山の如き御殿地相見、元荒川の谷を越村と号

せし也、其後町ニ成、小名相分レ申候ハ御高礼元本

村と云を本町と云、又慶安後、中町橋向ハ新規之町

ゆハ新町と云、会田出羽持切之所ゆハ一組中町と号、

二七市日ハ本町・中町ハ一並日也、元本道なれ共日

光道筋ニ相成申候儘横町と唱、中町本町之裏故袋町

と唱、又其裏通御殿下といふハ御主殿下通也、

一御殿向堤通り五郎兵衛屋敷と唱内蔵脇ニ陣屋屋敷と

云あり、古来何人之陣屋跡成哉不相分、

一御殿屋敷向堤通元荒川曲り角手前馬洗場と云、石畳

ニ而川ヘ下り申候所、会田出羽堀場也、

一同屋敷四社権現宮あり井頭塚あり、山の形古来頭に

似たる故申せし共、又出羽手前仕置之者埋し場所之

跡成共、

一出羽屋敷を打出屋敷と云、今内出と書之、旧家之打

始なり、

一御殿地之義、本町裏ニ而有之御取込後御林ニ相成申

候、御殿番之義ハ浜野藤藏・小杉藤左衛門兩人ニ而

相勤申候、藤藏屋敷表御門通り也、藤左衛門屋敷御

妻門通、右兩人番中ハ除地ニ而有之焼畑、

一郷御藏敷之義、中町分御殿下之内ニ有之、其前通を

蔵前といふ、

一耕地用悪水堀之義、出羽井堀ハ会田出羽申立、新

規ニ取立申候所、

一出羽井堀之義会田出羽御立、新規堀筋当り申候所、

一御主殿跡見捨地四畝六歩

右御守殿ハ前ニ増林村ニ有之、慶長九辰年ハ越谷村ニ引ケ申候而、御初代様、御二代様、御三代様迄ハ御成有之候、御三代様御他界之後明暦三百年江戸大火事ニ而、御城御焼失之節御仮殿ニ引ケ申候、

一元御鷹屋敷之義ハ御蔵屋敷ニ而相勤申候由、歩行屋敷ニ而番人勤ル、

一越谷町ハ戸田五介様常提調場之外レ村ニ而、隣村ハ不残紀州様御鷹場ニ付、右境ニハ分杭九本立申候例、但立替ハ紀州御鳥見当町野廻り立会有之、

一袋町円藏院之義、会田出羽祈願所ニ而除地も頂戴罷在候、照蓮院門徒ニハ候へ共滅斎無之、祈願而已ニ而取統申候、

一中町配下之内、非人小屋頭十兵衛、古来ハ罷居候、柳原之内也、

一中町会田五郎兵衛先祖会田出羽義ハ、天正以前海野小太郎、信州会田ハ郎等六家同道ニ而罷越候大家ニ而御殿高場ニ陣屋住居致、今袋町入口ノ左之方出羽屋敷道通也、都合七家之者草創ニ而其外越谷村居付百姓拾七軒之旧家有之由申候也、出羽屋敷向木町裏ニ御主殿有之候而、御初代様、御二代様、御三代様迄御鷹野并奥羽御大名様參勤交代之御出迎御見

送等ニ被為、入御成候御殿ニ而、御留主居ハ会田出

羽兼御留主番并御隨方等之義相兼、浜野藤藏・小

杉藤左衛門御主殿附ニ而御紋付御道具等兩人ニ而預

り米候、会田出羽仲五郎兵衛代ニ及、御三代將軍様

宇部宮御疑難之節右御主殿へ被為、成候ニ付、五郎

兵衛并弟伊右衛門騎馬ニ而鎧の鞘外シ江戸、御城ま

て御先立相勤申候、目出度就、御掃城五郎兵衛義、

千石被下置御使番ニ可被召出御内意之所、御辞退申

上水百姓ニ可被成下置旨願上、弟伊右衛門御奉公仕

度由願替候所、高五百石大御番組へ御差加被下置候、

今会田伊右衛門是也、又会田出羽義ハ慶長年中、家

康公様ハ老町歩之御墨付被下置、御殿上通三町五反

余之処代ニ所持致来、元禄八、左之訳ニ而百姓地ニ成、

御墨付之表、

老町歩之所馳廻り違者ニ付被下置之者也、

家康、

会田出羽へ、

右之外、御馬印金御采配等被下置候所、伊奈半左衛

門様ハ猶又御墨付御書添被下置候ハ、

老町歩之所馳廻り違者ニ付被下置候旨板倉内膳正

殿へ伺候処不可有相違者也、

伊奈半左衛門、

会田出羽とのへ、

右之通御書添有之候、又、御二代様ハ被下置候程ニ

毛竈竹梅三幅對御茶器品、又御三代様より被下置候御陣羽織并御刀へ会田伊右衛門持參ニ而出仕候、其外 御三代様迄之間 御成之節、御目通へ罷出、其御主殿より出羽屋敷へ 御成ニ付、其時、御土産之被下物等數多有之、誠百姓大名ニ御相暮罷在候、然元寛文年中御檢地之節へ右之遺ニ而相濟候所、元禄八丈御檢地之節、会田五郎兵衛義騎馬ニ而御檢地奉行衆へ御出迎致、陪臣之侮失礼之義有之彼是爭論ニ及候へ共、越々谷宿御朱印へ天岳寺、除地へ寺社地の外無之、其余へ不殘百姓地也、御先代様御墨付之義も御代々様御書添無之候而へ御取用無之御法ニ付、其旨可相心得様被申聞、殿敷被打立、彦町歩之処三町余ニ相成申候、右一件ニ付越谷宿御繩へ一体ニ請り申候、尤会田出羽義、越谷中興草創之者ニ而中町組へ一手持限、本町・新町・神明下・荻嶋・花田・七左衛門村・西新井村・登戸・瓦曾根近村ニ多有之、会田之義へ、其村ニ而地守支配等致、苗字定紋等拝領之者、正徳年中五郎兵衛退転致候後、系図并御墨付拝領物等之義へ、日本橋向右角会田屋平吉方ニ遺候由、猶其後会田伊右衛門様へ上り候由、落居之頃会田七家と申、元和御檢地請候者大略左ニ相記、

会田 出羽 中町大屋敷主伴五郎兵衛、伊右衛門奉仕、八郎兵衛七左衛門新田へ分地、

会田八右衛門 本町北大屋敷、中古分地九郎兵衛退転、

会田七左衛門 出羽一族政重開発後神明下組居、伊奈家奉公、又一説あり末ニ記、

会田六郎兵衛 元禄度藤右衛門出羽一樹大家也、分地平右衛門平三郎也、源兵衛、七郎兵衛等、五郎兵衛也、

会田四郎兵衛 東大屋敷名主六左衛門家、貞享二分地会田久右衛門、

会田平兵衛 元禄度年寄、出羽老職之者、茂左衛門家也、

会田清藏 南名主大屋敷、出羽老職之者、清兵衛家也、

右之外越谷・大沢近郷近村ニ会田姓名兼候者不可枚舉、是ハ海野党落居之節付来候者、又ハ地守家守下人拝領之者多有之、或ハ近代ニ至候而ハ枝流分家之者も多ク、末党ニ至候而ハ悉不相分候、外姓之者も会田出羽威嚴に連其時代にハ改姓致候者も儘有之候趣なり、

一袋町歩行屋敷之義、徳兵衛所持分、新町芦田屋与兵衛へ渡ル、

一同陣屋屋敷之義、善四郎方と安永中塩屋吉兵衛へ渡ル、
一同角屋敷之義、安永中と彦右衛門・修驗重光院兩人
ニ所持ス、

一同歩行屋敷之義、半軒藤藤兵衛、四分窓五左衛門、
四分一長右衛門所持ス、

一同御殿番屋敷、藤左衛門代と所持之半軒ハ、
一同歩行屋敷、明和中と天岳寺所持ス、

一今野地百姓小杉藤左衛門先祖之義、小杉藤左衛門尉
景房と相名乗、天正以後落去之者、出羽・八右衛門
等と申合三度御檢地請、慶長年中増林と御主殿引、
越谷へ造立致候節ハ、浜野藤成と兩人ニ而御主殿番勤、
袋町ニ而除地ニ罷在候家柄之者ニ御座候、

一西名主浜野藤次郎右同断草創之名主ニ而、元禄年中
藤右衛門と申相勤候処、梓藤五郎不屈之義有之、於
大本木獄門ニ被仰付、不存罷在候共名主役相勤候身
分ニ而取方不行届旨、役義御取放有之、八右衛門
岩人名主ニ相成申候、其後浜野十次郎と申、江戸表
ニ而御兩方下役相勤罷在候、

中町組

一中町大屋敷会田五郎兵衛義、正徳年中と享保初年ニ
至退帳ニ及候ニ付、大沢町嶋根喜兵衛方ニ而享保年
中と所持之、代名主・間屋差出し相勤来候、元來会
田出羽事ハ海野小太郎之子孫ニ而信州会田と天正年
中越谷村へ蟄居、越谷領一戸に所持致居候処、元和
之御檢地ニ而百姓名所ニ請、枝郷分ケ村も出来致候、
越谷御殿ニ御三代様迄被為入御候節ハ、出羽妻子共
御出迎等仕品ニ被下置候品物多、其上宇都宮御騷動
之節勤功も有之、弟伊右衛門五百石ニ被召出、御朱
印も頂戴致候家柄、三度之御檢地共打始之事ゆへ内
出五郎兵衛と申、蛭廻達者ニ付頂戴之地面、故有之
百姓平地ニ相成申候後、無程退帳仕候、越谷会田党
之本家也、今其子孫日本橋志丁目角酒屋会田屋平吉
是也、其上会田伊右衛門殿弟之家大御番組也、右家
什物、家康公様ニ被下候様々毛炭金采配御茶碗唐頓
ニ御差添、御二代様御認之三幅対掛ケ物御手道具

御三代様ニ馳廻り之御朱印是ハ元禄八伊奈備前守様
に上ル、陣羽織御手道具御差添、御老中様御書付
品ニ等会田屋平吉方ニ而所持之仕候、越谷宿同領内
等ニ而会田姓名乗候者多有之、分地又ハ拝領苗字縁
有之手前付也、既出羽屋敷・出羽堀・馬洗場・表門
通り・袋町突当り之義、出羽堀勤御廻堀等之並木も
残有之候、可惜事ニ候ハ御使番千石之被召出を辞退
弟差出し、樂好之百姓ニ候へ共、町家百姓之没落ハ

取止処無之候、大略会田党之訳荒々左ニ記置之候事、

海野小太郎子孫

会田出羽

会田五郎平 嫡子

会田伊右衛門 二男 大御番組高五百石

会田六左衛門 三男 会田六左衛門新町東名主也

会田七左衛門 四男 養子 神明組之先祖

会田八右衛門 親類分 三嶋家養子ニ行会田ト改

会田八郎兵衛 五郎兵衛仲新町之八郎兵衛也

会田久右衛門 六左衛門分家

会田六郎兵衛 五郎兵衛弟

会田九郎兵衛 元禄以後八右衛門方隠居

会田八郎兵衛 五郎兵衛仲、七左衛門弟分ニ

而七左衛門村へ遣し、

会田清兵衛 新町南名主

会田権四郎 本町

会田彦右衛門 同こく市

会田浅右衛門 小林村

会田伝次郎 四丁野村

会田茂兵衛 荻嶋村

会田平 六 同村

会田弥五左衛門 大沢町

会田忠左衛門 同みなと屋

会田利右衛門 同天酒屋

会田菊治郎 同酒屋

会田弥三郎 同豆腐屋

会田弥兵衛 新町 こんにやく屋

同庄兵衛 同 同分地

同弥右衛門 同 同分地

会田利右衛門 中町カヂヤ

会田忠兵衛

一 忠兵衛・利右衛門ハ、鍛冶屋忠兵衛ニ而、中古ノ右屋敷致所持、兄弟ニ而半株宛引分申候、尤会田姓何方ノ相分候成不相分、

一 会田四郎兵衛義、御入国時分ニ落着、出羽一同開起之党にて旧家也、分地多其後退転仕候、会田久右衛門ハ此党也、東名主と唱申候而代ニ御檢地名所請来候処、六左衛門代ニ成養子文之助と申者代ニ而寛政中退転、又八・五郎左衛門半軒宛所持、

会田門平屋敷之義、七左衛門村へ引込并出門平と申候ニ付、其後所ニ相渡り、当時釜屋市右衛門・田中次郎右衛門半軒宛所持、

一 会田出羽義御入國之節、越谷ニ大家ニ而罷居陣屋住居、今云袋町入口ノ御殿ニ向龍在候而 御三代様宇都宮御騷動之節、右之者方へ御越核為遊候ニ付、御立相勤被為遊 御時城候供功千石御使番ニ可召出 処御許退申上候、依之弟伊右衛門五百石大御番ニ被 召出候、其節五郎兵衛義ハ騎馬ニ而御突内騷相勤候、居屋敷

家康公様御代 伊奈様虎御印

御馬印
御采配

一 町歩之御墨付
台徳院様三幅对
摺ニ毛ミノ

御朱印ニ而被下置表

老町歩之処馳廻り違者ニ付被下置者也、

右之通板倉内膳正殿へも伺候宛不可有相違も
の也、

寛永 伊奈半左衛門虎御印

会田出羽とのへ

右之通之家柄ニ付 御初代様 御二代様 御三代様
ノ品ニ被下置物等有之候得共、元禄八御檢地之節
迄 御代ノ様御書添も項載不仕候ニ付右 御朱印斗
ニ而難御取用旨御檢地奉行衆ノ被仰聞、百姓地ニ御
繩被仰付候、乍然此義ハ一体会田五郎兵衛と名乗、
越谷之者杯ハ慮外打仕置等も御入國時分迄ハ我儘ニ
取計候而、中町分名主ハ下代名主問屋等差出置、殿

様同様ニ差心得、御檢地奉行衆越谷組御移之節陪臣
と侮、騎馬黒縮緬之頭巾ニ而出迎致候而及爭論候ノ
事起り、御取用ニ不相成旨ニ而平百姓同様御取扱、
夫ノ無程五郎兵衛義ハ及退転候、越谷会田之元祖也、
一 御殿地仕守之義ハ、小杉藤左衛門・浜野藤藏相勤申
候、此者後本町西名主と申、稲荷除地も頂戴致候者、
旧家之兩人也、

一 馬洗場と申候ハ、元荒川へ石置ニ而下り申候、会田

出羽騎馬据場之跡也、

一 頭塚 是ハ会田出羽手前仕置候者埋申候場所之由、

又ハちよつほり山と而頭ニ似候ニ付名付申候よし、

一 四社権現 出羽陣屋内之鎮守跡也、

一 六本木堤上ハ古来ノ所仕置之者相掛り申候場所ニ而、

元禄十四之頃西名主藤右衛門伴藤五郎と申者、夜盜

之頭取致候を不存罷在、被召捕六本木へ獄門被 仰

付候由申伝、

一 六本木堤上際ハ古来所成敗者相掛りし所、

新編武藏風土記稿 卷之二 二百三

埼玉郡之五 岩槻領

越ヶ谷領

○越ヶ谷宿

天獄寺 淨土宗、京師知恩院末、至登山遍照院と説す、寺傳に云間山寺阿彌院は、太田清澄の伯父なりと、依て太田

下野守當寺を建立せる由をのす、されど源照は清澄の伯父なること、外に據なければ疑ふべし、其後回世玄澄といへる僧

住持たりし時、天正十九年十一月東照宮當宿へ成せられ、寺額十五石を附らる、寺傳院説、大徳院説も御説のついで、當寺

に來らせ賜ひ、御前にて法問を命ぜられ、又上意ありて江戸にめされ、登城せしことありしといふ、本寺は阿彌院を安置

なせ、表門 中門 樓上に鐘 鐘樓 元文元年十一月再 熊野社 觀音堂 地藏堂 二字 塔頭 雲光院 法久院 遍照院

等樹院 松樹院 ○開藏院 新義真宗、其曾根村照應院門 惠心の作にて、長二尺 天神社 ○東西院 當山修驗、江

三寸の立像を安置せり、の配下、尊正山と説す、本尊導師の坐像長一尺三寸、惠心の作といふ、稻荷社 ○澄海寺 羽

行人派修驗、江戸日本橋音羽町 普門院 本尊大日を安置す、天神社 稻荷社 ○觀

音堂 觀音の坐像長一尺一寸八分、 御守殿蹟 前の方のあり、慶長の頃よりの御殿なりしが、

明暦三年江戸の回祿にて、御城の内も焼失ありし上

り、御殿敷にかの地へ移させられ、其後御林となり、當所の

民小林藤左衛門・清野盛藏二人御林守たりしが、元禄八年檢地

の時貢税の地となり、御殿所の跡のみ御林を存せり、今に御守殿蹟又櫻堤林ともいへり、

卷之 二百五

埼玉郡之七 八條領

○瓦曾根村

舊家者彦左衛門 代々名主を勤む、中村彦左衛門一榮が子孫にして、先祖一榮東照宮より賜りし前、信國

の短刀を藏せり、按に「家忠日記」慶長五年六月廿六日沼津城に於て、中村彦左衛門尉慶勝を獻す、大久保相模守忠國一本多

位彦守正信等、此驛に迎へ奉て大神君に謁す、此日三嶋に若御とあり、此時信國の太刀を賜ひしに、又「武徳編年集」に

一榮が沼津の城に入、御靈板を獻す、則信國の賜を與へらる云々とあり、慶長六は恐らくは慶長五なるべく、短刀を藏

すること及家に傳る所、且記録に載たる所事蹟は、相類したれど外に證とすべきことはなく、しかのみならず、中村を氏

とするものも此のみに非れば、いかゞはあらん、兎に角系譜を傳へざれば、定かなることを知らず、今の彦左衛門より七

世の碩茂左衛門の時、當村に土着せる由、今の彦左衛門越谷餅米買上の御用を勤め、其事に力を盡せしかば、天明年中帶

刀に其身一代、首字は永く御免、且月俸一口をたまひしに、其後も彼御用怠らざりしかば、寛政年中五口を増し賜りしより、今に六口を賜へり、祖父彦左衛門も、奇特の所業さましくありしと云、

埼玉郡之七 八條領

大相模郷 西方村

○西方村 附持添新田

不動堂

棟起の略に、往古良辨僧正相州大山開闢の時面のあた
 り、不動の巖容を拜し、其尊像を刻まんとして、先其木
 の根本をもて一刀三護し、一像を彫刻し、是を大山根本不動
 と名付く、大聖寺開山の僧不動坊といへる者、夢の告に任せ、
 彼像を負出で當所に來りけるが、俄に友重くなりければ、是
 こそ有縁の地ならんとて、遂に當山に安座せり、よりて山を
 真大と號し、地を大相模と稱し、且其不動坊又不動院といひ
 俗俗の尊崇斜ならず、天正十八年東照宮御入闕あり、大聖寺
 の住侶定傳といへるもの高徳たるにより、御師依法からず、
 同き十九年寺領六十石を賜はり、慶長五年下野小山御降陣の
 御、當地へ渡御あり、割ヶ原御陣の御旗を懸られ、御太刀を
 納させ賜ひしが、御利運の日に當り、著しき靈驗ありければ
 是より世の人彌崇敬し、毎年正五九月には會式を興行すと見
 えたり、此餘さまざまの事を書載れど、妄誕に亘れば敢らず
 本堂良辨の作は一尺七寸許の立像なる由、秘傳として人
 に示さず、前に智證の刻める一尺三寸の立像を安置せり、仁
 王門の外に寛保四年 一三門 持國・毘沙門の 裏門 真大山
 の制札を立り、

經堂 鎮樓の鏡をかき、
 明和三年始造

東照宮御首 皆は御太刀
 を御神體と

せしが、延寶六年御本作を安置し奉
 と云、其時記せしものあり、左の如、

奉建立

東照權現宮 一字

東照權現御在世日、寄高駕於大聖密寺、寺領六十石
 御寄附、是其由緒也、依之小僧晨夕欲奉安置尊容、
 無衣鉢之可捨因循、至于今幸予領御新降所、且今年
 征夷大將軍右大臣源家綱公、有御子孫繁昌之御願、
 以爲奉令終御願如左、

延寶六戊午年六月十七日

願主

知足院第十五世法印尊如

別當

大聖寺第九世法印 親如

天神社 愛宕社 辨天社 秋葉社 太子堂 地藏堂

別當大聖寺 新義眞言宗、京都醍醐三寶院の末、真大山と號
 す、開山僧不動坊中興開基定傳、後梯木村東漸

院に隱棲せりと、共 什寶 御太刀 一前の棟起にいへる御
 に寂年をつたへず、 唐頭 一村民某納めし所なれど、塔頭 利生院

尺八寸五分、 道照庵 今號 ○安養寺 本堂大山と號す、天神
 本堂十一面 觀音を安す 本堂大日なり、

社 三峯社 ○福壽院 本堂阿 稻荷社 ○正福院 本堂
 以上の三寺は大聖寺 ○知性院 本堂阿彌陀、 八幡

社 ○金剛寺 同宗、瓦台根村照蓮院 稻荷社 ○大徳寺
 同宗、末、本堂大日なり、

同宗、末、本堂大日なり、 ○不動堂 大聖寺 閻魔堂 村民の
 徒、本堂は阿彌陀、

同宗、末、本堂大日なり、 ○閻魔堂 村民の
 徒、本堂は阿彌陀、

同宗、末、本堂大日なり、 ○閻魔堂 村民の
 徒、本堂は阿彌陀、

同宗、末、本堂大日なり、 ○閻魔堂 村民の
 徒、本堂は阿彌陀、

同宗、末、本堂大日なり、 ○閻魔堂 村民の
 徒、本堂は阿彌陀、

大聖寺境内圖



新方領 碕玉郡之八

○増林村

林泉寺 淨土宗、江戸芝増上寺末、正林山と號す、偶山本樂文正元年三月示寂す、本尊は三尊の御陀、此座蓮に蓮心の作れる彌陀を教むと云、鏡樓享保三年造の鐘を掛、觀音堂の二尊を安す、

卷之三十四

葛飾郡之十五 松伏領

大川戸村

○大川戸村附持松新田

舊家者秀怡 杉浦氏なり、三代前より得たり、今も盛な議とせり、祖先は美濃國竹ヶ鼻城主、杉浦五郎左衛門定元の子、同五郎右衛門定政、慶長五年御代原御陣の時、父定元及弟結次郎共に上方勢に一味し、彼竹ヶ鼻に籠城して討死す、五郎右衛門定政は父弟と相別れ、東照宮に奉仕、四ヶ原御合戦御勝利の後下總國船橋村に於て居宅拜領し、高三百石を賜ひ、御代官となり、秩父郡内十箇石の地を支配せり、然るに慶長十三年村内意富日皇太神宮御再建ありし時、定政の居宅上りし後、當所の陣屋に移り、彼神社御再建奉行伊奈備前守忠次、添奉行は則五郎右衛門定政率り、落成の時賜はりしとして御紋の御旗今も珍貴なり、定政は慶長十八年二月十六日死す、其子五郎右衛門分なれば、已が弟伊奈備後守忠政の養をうけしに、正ともなく忠政死し弱くして其家一旦絶しかば、五郎右衛門もよるべなき身となり、父に次ぎ御役をつとむべきこと願ひ上べきもなければ、成兵衛、俊永、浪人となりしより、世々、に土着せり、是より前東照宮奥州會津城主上杉景勝御征伐御陣の頃、この地を領ありし時、御陣屋御取立あるべしとて、御自筆を以て御地拜領なさせられ、伊奈備前守忠次命を蒙り造營なりし後、この處へは渡御もなかりしかば、慶長の末忠政願ひ上げ、彼御陣屋及びききに賜ひし御白筆の御書を合せて、定政に賜へり、寛永年中五郎右衛門定次、伊奈半十郎忠次をもて願ひあげ、己が宅地の御宮を攝へ、かの御書を御神體として納め置り、外に御紋の御土器あり、これ日光御宮にありしを伊奈半十郎を以て願ひ下げ、この御宮御供の具となせり、これら此に納め置り又御宮の前なる丸き形の石は、慶長五年奥州御陣のありから、御陣屋御坪割の時、この石に御要を掛させられし由、今は御旗掛石と稱せり、元禄十年酒井河内守捨地の時、若干

の餘地元の如くなりしを、時の五郎右衛門没入の身として、かゝる餘地あること却て恐れありとて、願ひあげ、この時より公への買ぎを奉り、諸役なもつとむること、はなりしとなり、後元文二年二月、御宮の前土地益き處より、石室を得たり、其内二箇なる甲冑及太刀二振を以て埋めたり、石室は其後塔玉都新方領大松村清淨院へ改葬し、徳元法師と號し、其上に地元の神を立祀しと云こと、この家の過去帳に見ゆ、其故は詳ならず、前に云へる御書の本紙は、大徳紙やうのものにて大ききは今の大美紙紙ほどあるべし、御文は左に載す、

受

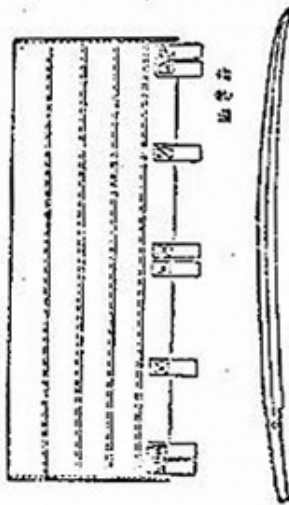
- 二十五間 つばの内 十間 家
- 二十間 つばねとあやいた 十二間 家
- 五間 とおり道 十五 としきき



松 伏 御 井 園

○上赤岩村

舊家者新八郎 越前朝倉氏の支流なり、近來故ありて大沼を左衛門督義景に從て越前國三田ヶ崎城にあり、依て三田ヶ崎を家號とす、天正元年義景没亡の時、刀根山合戦に死す、子八郎左衛門運承功を領す、中にも賀州小松口合戦の時一番に槍を合せ、敵兵を三段許突退し故、義景感状を與へし時、三田ヶ崎を將改て三段崎と號す、これより三段崎と號すとなり、義景没亡の時、義景の幼息受王丸に供奉して越後に至り、上杉輝虎に託しける、輝虎、これ々養子にして、上杉平次景勝と名乗せける、輝虎北條氏康七男三郎景虎を養子とせしとき、證人として平平次に從て小田原に赴き、北條氏の家臣となると云、按に上杉景勝は謙信の姉弟、越前守政景が子なり、家傳あるべし、又曰、小田原没落のとき八郎左衛門入道して道門と號す、此時東照宮御陣中に召ければ、道門及三段崎新八郎と共に参詣す、新八郎時に十三歳、父道門が武功によりて召出さるべしとの仰にて、太刀一振黄金十兩を賜り、越前殿に階させられ、秀康等の命に由て三段新右衛門と稱す、大坂二度の役に從ふ、少將忠貞覺後へ國替の時廻身す、子六郎



左衛門も此時父と同く浪客となり、萬治中に死す、其子作右衛門元祿年中死す、其子作左衛門當所に上著し、今の新八郎に至る、東照宮及越前殿より越はりし書、太刀一振東照宮の並に朝倉義景の感状等今に所藏す、 太刀一振東照宮の刀長二尺八寸、中心八寸三分、無銘白鞘なり、鞘の文に、東照宮権現様於御陣中拜領、御取次井伊直政、三段崎新八郎十三歳之時御目見仕候由、後に三段新右衛門と改と記し、傍に寛保二年十月、御儒者青木文淵取次、寺社御奉行大河越前

守へ被差出、彼方より御上へ被差上、則入御内覽と、匣にて配せり、外に先祖の帯せしとして格付の刀一腰を藏す、また白麻にて作られる指物を藏す、蓋一尺七寸程、横は五寸なり、これも先祖の遺物なりと云ふ、

古文書十通

去月十二日、加州凶徒就至之、金津上野出張、於熊坂口合戦之時、被切疵一夕所、忠節神妙、彌可抽軍功者也、恐々謹言、

卯月十一日

義景(花押)

三反崎八郎左衛門殿

去月廿日、於江州志賀郡下坂本合戦之時、首一討捕之、忠節神妙、彌可抽軍功者也、恐々謹言、

十月八日

義景(花押)

三反崎八郎左衛門殿

去月十七日、於加賀國能美郡小松口合戦時、被切疵三夕所、並中間小五郎俊命、忠節神妙、彌可抽軍功者也、

恐々謹言、

十月十三日

義景(花押)

三反崎八郎左衛門殿

結城領知之事

島田々村内

合貳百石

右知行分、所宛行仍如件、

天正十八年九月晦日

□(朱印)

三崎新右衛門殿

宛行知行分之事

一高參百石者 志比領真木村之内 以上

右知行分、無相違可令領知者也、仍如件、

慶長六年丑九月九日

◎(朱印)

三崎新右衛門殿

宛行知行分之事

一高貳百石は 東郷領河島村内

一高百石は 大野領今井村内

合三百石

右知行爲加増出之、全可令領知者也、仍如件、

慶長十五年戊卯月十六日

◎(黒印)

見崎新右衛門殿

宛行知行分之事

一高百拾九石三斗九升貳合 東郷領市波村内

一高百九石六斗八升三合 志比領高田村内

一高五拾五石七斗七升五合 大野領田野村内

一高拾五石一斗五升 東郷領淺水村内

高合參百石

右令扶助訖、全可領知者也、仍如件、

元和九年亥正月十日

◎

朝倉六郎左衛門殿

旧記巻



西村万「旧記」全5冊 越谷市史編さん室蔵



西村万「旧記」の一部

不動堂裏仮橋

不動堂裏仮橋并越ヶ谷町御殿之由緒同会田氏系譜

附不動堂裏仮橋御鷹野橋と申伝之候事

附越ヶ谷町裏に御殿由緒并会田出羽殿系譜

右仮橋大相模大聖寺書留に曰

台徳院様 大猷院様御両代此近辺御鷹野之橋当山江御

参詣被遊候、依之本堂之後に昔ハ御鷹野橋之中テ新方

江之御道路御座候、其御橋杭藤塚塚左衛門殿童子之時

覚申候由相伝候、然ル共此御両代之御符之事ハ旧記に

不見、又他家之日記にも不明故に縁起にハ不載と見

江たり

右之通大聖寺書留に御座候

越ヶ谷御殿由緒

一古代に無跡形申伝有之聞敷苦、往古は度々此辺江

被為有御成、新方領増林村に御茶屋御殿有之由、

又越ヶ谷町裏江右御殿御引移シ之儀共会田出羽殿

系譜由緒之書物に委敷相見江候得は、御鷹野橋之

儀相違無之儀と相聞江、右古例を以仮橋當時に至

迄為仕來候由申伝候、且又増林村御殿跡と申候は

當時右村林泉寺境内に正観音建置候場所御殿跡と

申石杭に記有之由、右村役人校本氏に承り伝置候

一享保六年村方明細書上帳帳數御取調之上可差出

旨御代官伊奈半左衛門様被仰融、則書上之通写

控置其節村中明細に相改書上帳に、不動堂裏右舟

渡橋渡共御書上に相洩、享保十巳年猶又御書上

も右同断相洩罷有候、而度之控名主利左衛門跡に

有之候、然ル上は享保巳前は月々不動堂御縁日に

ハ参詣之もの多く田舟坏出置護渡守となく渡舟隊

罷出候者も多有之由、問はばハ参詣も薄く稼に

も不相成候得は全農業之通路近能田舟有合候得は

渡舟も致し遣し候哉、何れ御之事にて其節御書上

にも可相成程之儀にてハ全無之儀と相見江候

一古來は護渡守と不極、不動堂御縁日参詣のため渡

舟隊之者罷出候処、年増に不動堂御繁昌に罷成、

参詣之通路多片新方領松伏領左禰領筋に参詣を兼

江戸往來追々夥敷通筋に罷成候故、湯水之節は養

業のため仮橋坏に致置候様子、勿論其頃古利根川

中川江堀通し無之已前通船も多分無之故、然ルに

享保之終元文之初之頃より西方村名主須賀氏に

數年夷邸に罷居候赤岩村産にて甚八と申者、須賀

氏厚く世話して大聖寺江借地を願不動堂裏に聊成

家作住居を求、右渡守を業とス故仮橋之手入等年

々行届々只今に相成候てハあつはれ助成に可相成

株と相見江候

越ヶ谷会田出羽系譜

清和源姓 後改 会田氏 本氏 家 九ノ内 三ツ引
海野姓 海野 家 紋 六ノ内 二ツ引

会田氏元海野小太郎広道之末流にて代々信州小懸
郡海野村住居、子孫屬小笠原家数代有戦功、至小
笠原信濃守長時終為武田信玄矢利避旧領信州上京
從士悉流浪、於是会田將家幸久嫡男会田出羽資清
率人也、後至弘治初屬北条氏康氏政子領武州地
元祖母父之名不相知 会田出羽資清惣領
会田出羽資久
歳不相知

天正十八庚寅年相州小田原北条、為太閤秀吉滅亡同
八月

東照宮關東御入國之度、越ヶ谷辺被為成之刻、資久
初て奉拜謁其後新方領増林村之内御茶屋御殿有之所、
越ヶ谷領御駕野御成之節出羽屋敷林等被遊上覽場所宜
敷候ニ付、地面可指上旨被仰付則奉指上、御殿并御
賄屋鋪共出羽所持之地面之内被遊御建度、入御之節
出羽并妻御目見被 仰付奉蒙 御懇意之上意、其上
御馬驗鐘植之御小旗、御紋付御団扇、東照宮御筆鋪
之御給於御前被下置候

台徳院様度、被為成、出羽夫婦御目見被 仰付奉蒙
上意、然ル処宇都宮御座之節忍道御案内出羽被仰付
御供仕、其節森川七太夫、久世三四郎、会田出羽一
所御用相勤、彼是為御褒美畑苅町步被下置、伊奈備

前守書判印形之一通被相添被下之、右拝領之品、并
書面出、羽次男会田又六資忠家代之所持仕候、右会
田出羽武藏國越ヶ谷領天嶽寺江葬申候
右書面写

急度申入候、仍其方御公方御用能、被走廻候ニ
付て、為屋鋪分ト畑苅町步被下候、長ク所務可
被致候、弥御用可被走廻候、右之通本多佐渡御
存知候間如斯候仍如件

慶長十三年 伊奈備前印形
申五月十八日 書判

会田出羽殿

先祖生國武藏
資久妻不相知 会田七郎右衛門資重
母不相知

権現様從父会田出羽拝領仕候田地屋敷相続、武州越
谷ニ罷在候

台徳院様度、越ヶ谷江被為成候節御目見仕、拝領之田
大猷院様度、越ヶ谷江被為成候節御目見仕、拝領之田
地屋敷相続仕越ヶ谷住居仕候、正保元申年七月廿七
日病死仕候、越ヶ谷天嶽寺江葬申候、
資重要不相知、資重惣領譜末有之

資重二男 会田又六資忠
右会田又六資忠家筋當時町家罷在候

初代 生國武藏 母不相知 元名虎之助

会田小左衛門資信

歳不相知

大猷院様御代被召出寛永十癸酉年二月五日御切米三百俵被下置御小姓相勤、其後年号月日不相知式百俵御加増被仰付、正徳二乙酉年五月四日大御番植付帶刀組江御番入被仰付、慶安二己巳年六月廿八日病死仕候、江戸牛込横寺町大信寺江葬申候、資信妻不相知

二代目 生國武藏 母 不相知 元名不相知

会田小左衛門資盛

藏不相知

敬有院様御代慶安二己巳年九月七日父小左衛門家督被仰付、寛文四甲辰年十一月十八日大御番米津出羽守組江入

常憲院様御代元禄八己亥年四月六日大坂御弓矢奉行被仰付相勤申候処、病氣ニ付御役御免小普請組久貝因幡守組江入、宝永四丁亥年九月五日病死仕候、江戸牛込横寺町円福寺江葬申候、
資盛妻神田御殿御持箇頭神原七郎右衛門政勝女、
資盛惣領譜末有之資盛二男御勘定吟味役、板花友之進昌教、
年号月日ハ不相知奥御針医、板花檢校養子罷成候

三代目 生國武藏 隠居名追符

会田伊右衛門資利

母神田御殿御持箇頭神原七郎右衛門女

常憲院様御代天和三癸亥年九月廿五日從部屋住大御番江御番入被仰付安藤丹波守組江入、元禄二己巳年

正月廿八日桐之間御番被仰付、同年三月廿四日宝永十二丁癸年亡父小左衛門跡式被下置

有章院様御代正徳五乙未年五月廿七日御代官被仰付有徳院様御代享保十七壬子年六月廿二日願之通御役御免小普請組福崎左兵衛組江入、寛保元甲辰年九月八日八拾歳ニて病死仕候、江戸牛込大信寺江葬申候、

資刑妻御馬医相勤申候、飯塚七兵衛政侍女
資刑惣領、譜末有之候

資刑二男御勘定吟味役 元名不相知 板花友之進昌興、
年号月日不相知伯父板花友之進昌教養子ニ罷成候

四代目 生國武藏 元名勝之丞

会田伊右衛門資敏

母御馬医相勤申候飯塚七兵衛政侍女

有徳院様御代元文五甲申年七月廿五日父跡式被下置候旨本多中務太輔被申渡、小普請組阿部伊織支配罷成、同年十月晦日大御番管沼織部正組江御番入被仰付、戸田和泉守組之節

淳信院様御代寛延二己巳年六月廿三日御代官被仰付安永五丙申年十月廿六日支配所石見国大森陣屋ニて六十一歳ニて病死仕、同所勝源寺江葬申候、
資敏妻吹上御広敷番之頭森惣右衛門正紀女
資敏養子惣領譜末有之、資敏妻子惣領会田勝之丞、
資敏母譜末有之 智養子 会田伊右衛門資益妻

五代目高五百石武藏国崎玉部之内

元名彦治郎 会田伊右衛門資益

歳五十八私儀

惇信院様御代宝曆九_{己卯}年七月六日願之通駕養子被
仰付候旨西尾隠岐守殿被仰渡候段一色安芸守申渡候、
養父会田伊右衛門御代官相勤罷在候所

淺明院様御代安永五_{丙申}年十月廿六日病死仕、安永

六_{丁酉}年四月廿六日父跡式被下置候旨於菊之間ニ御

老中御列座、松平周防守被申渡小普請組長谷川利十

郎支配罷成、天明二_{壬午}年二月四日被為召候処病氣

ニ付登城不仕、同月十一日出勤仕候処大御番江番入

被仰付青木甲斐守組江入、同四_{甲辰}年三月十二日水

野老岐守組罷成、同七_{丁未}年三月十七日加納備中守

組罷成、同七_{丁未}年七月六日京極備前守組罷成、同八_{戊申}

年六月廿一日堀田豊前守組罷成候、妻右私妻天明四

_{甲辰}年十一月十七日出奔仕行衛相知不申候ニ付其節

御届仕候

実子惣領会田金三郎資昌

右金三郎儀天明二_{壬午}年七月朔日 御日見江仕候、

同七_{丁未}年十一月四日御番入願差出申候

次男会田門三郎資勝 私手前ニ罷成候

女子大御番堀田豊前守組伴野平治郎貞真妻、

女子小普請組石河老岐守支配加藤次左衛門照莫妻

右之通り御座候以上

寛政四_{壬午}年

会田伊右衛門

右会田氏系譜書は私幼年之節、越ヶ谷宿入口及大戸

氏ニ為手習年月を贈ル事久敷、其頃敷多之傍友手跡

稽古日、ニあつまり無怠又は双紙之かな本杯一回、

ニ持寄互ニ写シ為写徒ニ数日送り、多く之書本致し

有之内誰と無覚何之間ニ哉此系譜写置事此節ニ至見

出し、然ルは大勢之傍友之内会田氏所縁之童子有之

故ニ、家内之密書持出し候を無何心是を写置候と相

見江、勿論越ヶ谷宿之内得と相尋候ハ、会田氏之子

孫并ニ系譜誤ケ其外共疑と可相分事ニ相聞候

明曆三百年御日記之内写略文

一 正月十八日日本郷六町日本妙寺ヲ出火、翌十九日午上

刻御天守御本丸并ニノ丸御焼失

一 二月八日晴、河部備中守江今度御城内御焼失ニ付越

ヶ谷御殿引申候て二ノ丸江相建候間御手伝被仰付之

候、略文

右は越ヶ谷御殿二ノ丸江御引直し之儀は儘成書物

ニ認有之事ニて相違無し被存候、依て御殿一卷之

末江左之略文ニ記置、尤右は西袋村小沢氏ヲ伝ヘ

書記置候

日本城郭全集

会田七左衛門屋敷

378

会田七左衛門屋敷 二丁目一丁目 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目 六丁目 七丁目 八丁目 九丁目 十丁目 十一丁目 十二丁目 十三丁目 十四丁目 十五丁目 十六丁目 十七丁目 十八丁目 十九丁目 二十丁目 二十一丁目 二十二丁目 二十三丁目 二十四丁目 二十五丁目 二十六丁目 二十七丁目 二十八丁目 二十九丁目 三十丁目 三十一丁目 三十二丁目 三十三丁目 三十四丁目 三十五丁目 三十六丁目 三十七丁目 三十八丁目 三十九丁目 四十丁目 四十一丁目 四十二丁目 四十三丁目 四十四丁目 四十五丁目 四十六丁目 四十七丁目 四十八丁目 四十九丁目 五十丁目 五十一丁目 五十二丁目 五十三丁目 五十四丁目 五十五丁目 五十六丁目 五十七丁目 五十八丁目 五十九丁目 六十丁目 六十一丁目 六十二丁目 六十三丁目 六十四丁目 六十五丁目 六十六丁目 六十七丁目 六十八丁目 六十九丁目 七十丁目 七十一丁目 七十二丁目 七十三丁目 七十四丁目 七十五丁目 七十六丁目 七十七丁目 七十八丁目 七十九丁目 八十丁目 八十一丁目 八十二丁目 八十三丁目 八十四丁目 八十五丁目 八十六丁目 八十七丁目 八十八丁目 八十九丁目 九十丁目 九十一丁目 九十二丁目 九十三丁目 九十四丁目 九十五丁目 九十六丁目 九十七丁目 九十八丁目 九十九丁目 百丁目

越谷市の市街地の北西部で、元荒川の自然堤防上に屋敷が造られていた。会田七左衛門政重は天正九年（一五八一）に生まれ、会田出羽資久の養子となった。そして政重は成人の後、この屋敷に分家を創設した。元和年間（一六一三—一四）に、関東郡代伊奈氏に仕官し、代官を勤め、越谷・大間野・七左衛門の名所を開発した。以後、政重と継ぎ伊奈氏が政易になるまで仕えたといわれる。屋敷の周囲には水堀がめぐり、付近にはない清流があり、子孫が住む。

会田出羽屋敷

379

会田出羽屋敷 二丁目一丁目 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目 六丁目 七丁目 八丁目 九丁目 十丁目 十一丁目 十二丁目 十三丁目 十四丁目 十五丁目 十六丁目 十七丁目 十八丁目 十九丁目 二十丁目 二十一丁目 二十二丁目 二十三丁目 二十四丁目 二十五丁目 二十六丁目 二十七丁目 二十八丁目 二十九丁目 三十丁目 三十一丁目 三十二丁目 三十三丁目 三十四丁目 三十五丁目 三十六丁目 三十七丁目 三十八丁目 三十九丁目 四十丁目 四十一丁目 四十二丁目 四十三丁目 四十四丁目 四十五丁目 四十六丁目 四十七丁目 四十八丁目 四十九丁目 五十丁目 五十一丁目 五十二丁目 五十三丁目 五十四丁目 五十五丁目 五十六丁目 五十七丁目 五十八丁目 五十九丁目 六十丁目 六十一丁目 六十二丁目 六十三丁目 六十四丁目 六十五丁目 六十六丁目 六十七丁目 六十八丁目 六十九丁目 七十丁目 七十一丁目 七十二丁目 七十三丁目 七十四丁目 七十五丁目 七十六丁目 七十七丁目 七十八丁目 七十九丁目 八十丁目 八十一丁目 八十二丁目 八十三丁目 八十四丁目 八十五丁目 八十六丁目 八十七丁目 八十八丁目 八十九丁目 九十丁目 九十一丁目 九十二丁目 九十三丁目 九十四丁目 九十五丁目 九十六丁目 九十七丁目 九十八丁目 九十九丁目 百丁目

越谷市の旧市街地は元荒川の自然堤防上に形成されているが、会田出羽屋敷は元荒川が北へ大きく迂行し、袋状の地形を形成する所に造られていた。会田家は、初め信濃会田郷に居住し小笠原家に仕えていた。小笠原家が武田信玄に敗れると將監資久は関東に下り、越谷に住んで北条氏に属した。將監の子は岩槻城主太田三葉齋資正から「資」の字を授けられて資清と称した。以後、諱に「資」の字があてられた。

資清の子資久も北条氏に仕えていたが、天正十八年（一五九〇）に北条氏没落後は越谷に隠居した。一方、徳川家康は関東入国後、各地で放鷹を行なったが慶長九年（一六〇四）、資久は家康の求めに応じ、屋敷の一部を割いて越谷御殿の敷地を提供した。そのため家康・秀忠はしばしばここを訪れた。また、同十五年には屋敷地として畑一町歩を与えられた。資久の子庄七郎資勝は將軍秀忠が越谷御殿を訪れた時、召されて小姓となり幕臣に登用され、その子資信は埼玉郡内で五百石を与えられ以後、幕末に至った。

この屋敷跡から中世の板石塔婆が発見されており、中世豪族の居館地にこの屋敷が造られたものとみられる。



166 会田七左衛門屋敷の水堀

①越谷市御殿町 ②御宇殿殿 ③慶長御殿(一六〇三) ④元禄御殿
守世文 ⑤寛政御殿 ⑥享和御殿 ⑦天保御殿 ⑧嘉永御殿 ⑨文政御殿
⑩安政御殿 ⑪明治御殿 ⑫大正御殿 ⑬昭和御殿
『越谷市史』(新編) ⑭『新編武蔵野史』(上) ⑮『新編武蔵野史』(下)

越谷市の旧市街地は元荒川の自然堤防上に形成された宿場
で、その北東端の元荒川の蛇行する地点に御殿は造られた。

徳川家康は關東入国後各地に放鷹をしたが、慶長九年の越
谷での放鷹のおり、現在の越谷市地帯にあった御殿館を越谷
宿の会田出羽資久皇炊の一部に移し御殿などを造らせて、近
野藤左衛門に勤番を命じた。家康はしばしば鷹狩を行ない、
ここに宿泊した。また、二代将軍秀忠もしばしば訪れている。

明暦三年(一六五七)の大火で江戸城本丸・二の丸が焼失し
た時、越谷御殿は江戸城二の丸に移築され将軍の居所になっ
た。跡地(一八〇×二八〇)はその後、農地になった。

なお、この土地から建長元年(一一四九)、貞和三年(正平
二、一三四七)、寛正六年(一四六五)などの銘のある板石塔婆
が出土しているので、越谷ではもっとも洪水の被害の少なか
った自然堤防上の地点であったとみられる。したがって、こ
こには、鎌倉時代からの家康の館跡があり、その地に会田出
羽家が居住していたものであろう。家康もその立地の良さに
目をつけて越谷御殿を造らせたいものと思われる。その家康は

おおかた
大河戸氏館 416

①北高野郡松原町大川戸 ②—— ③十二世紀 ④大正 大正四四
⑤—— ⑥—— ⑦—— ⑧—— ⑨—— ⑩—— ⑪—— ⑫—— ⑬—— ⑭—— ⑮——

松伏町は埼玉県の東端にあり、利根川・渡良瀬川によって形成された沖積低
地にある。大川戸には古利根川の自然堤防があり、光厳寺(県指定文化財の板
石塔婆が依仏塚がある)の両の神明社(小字神明)あたりは自然堤防の中でも一
段と高い所である。ここが大川戸氏館の館址ではないかといわれている。

大河戸氏は平将門が起した承平・天慶の乱を平定した藤原秀郷の系統であ
るといわれている。鎌倉時代の名族下河辺氏・小山氏と同族である。伊勢神宮
領の埼玉郡大河戸御所の庄官であり、この御所を本拠地とした。

治承五年(養和元、一一八二)二月十八日、大河戸太郎広行・同弟次郎秀行
(清久氏)・河三郎行元(高御氏)・四郎行平(葛兵衛)の四兄弟は三浦義澄に伴わ
れて、源頼朝のもとへ謁見した。頼朝は四兄弟に勇士の胆があると感心した。
『吾妻鏡』にはこれを初見として大河戸氏を散見する。彼らの父下総陸守重行

(行方、号大河戸、母秩父太郎重頼女)は平家側だったため、伊豆国蛭嶋へ配
流されたが、許されて右近の途中、病弱のため死亡した。この重行が大河戸氏
の祖である。

広行は元暦元年(一一八四)の一の谷合戦で、源義経に従う十七人の武将の中
に選ばれている。また、平家追討のため三浦重頼が西海へ赴く時、その武将
としてもみえる。広行は三浦重頼の女を妻としており、有力な河家人に成長
したことがわかる。

その後、大河戸氏は大河戸太郎重泰(正治二年一一二〇)、伊豆国への狩猟の
供)、大河戸小四郎・同六郎(承久三年一一二二)、承久の乱の宇治橋合戦で討
死)、大河戸長太郎・長郎大夫俊泰(暦仁元年一一三三)、六波羅御所の随兵
の先頭に民部太郎が、水干を着た十六人の中に民部大夫がみえる)、大河戸民
部大夫俊義(寛元二年一一二四)、鶴岡八幡宮の放生会に供奉する御後五位六
位の布衣下拵の者の中にみえる)、大河戸兵衛太師(正嘉二年一一二五)、將軍
家の二所進免への行列に、後陣随兵十二騎の中に、大河戸兵衛尉分子息とみえ
る(らを出している)。

大河戸氏はこのように有力な武将に成長したが、正嘉二年以後は不明になる。
おそらく新恩給付の地へ移ったのであろう。

一族の高柳氏(三郎行元の系統)は陸奥国宮城郡に住し、南朝方として北畠頭家に従っている。また、清久氏は阿波国へ移っている。

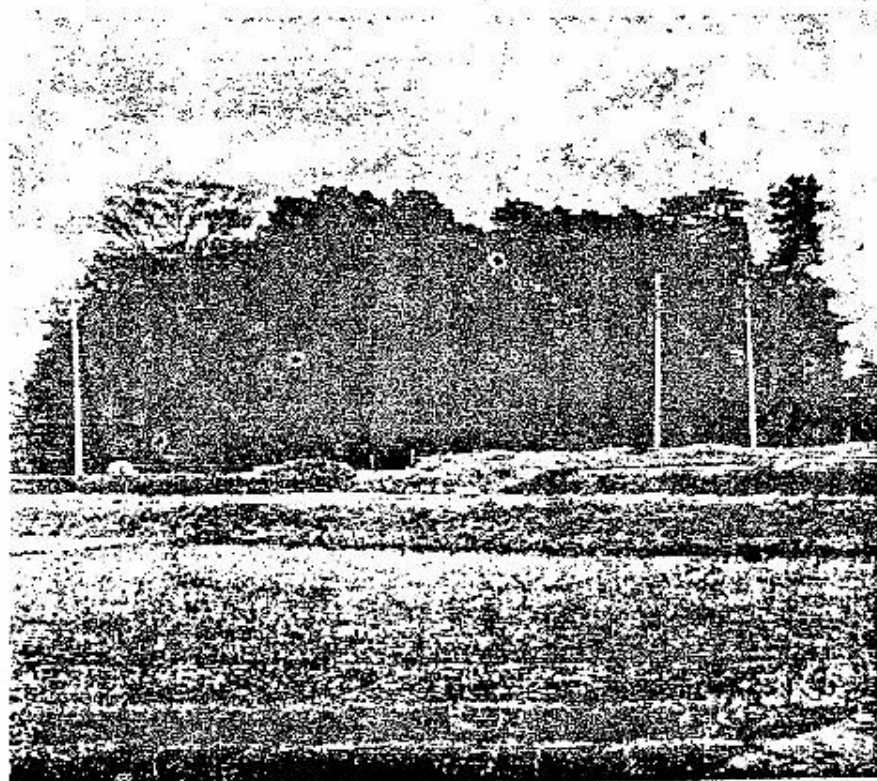
大川戸陣屋御殿 417

下北郡御前松伏町大川戸字新田 三〇〇ヤシキ 町歴十五年(一六〇〇)
①伊奈忠次 ②伊奈忠次 ③伊奈忠次 ④伊奈忠次 ⑤伊奈忠次
⑥伊奈忠次 ⑦伊奈忠次 ⑧伊奈忠次 ⑨伊奈忠次 ⑩伊奈忠次
⑪伊奈忠次 ⑫伊奈忠次 ⑬伊奈忠次 ⑭伊奈忠次 ⑮伊奈忠次
⑯伊奈忠次 ⑰伊奈忠次 ⑱伊奈忠次 ⑲伊奈忠次 ⑳伊奈忠次
㉑伊奈忠次 ㉒伊奈忠次 ㉓伊奈忠次 ㉔伊奈忠次 ㉕伊奈忠次
㉖伊奈忠次 ㉗伊奈忠次 ㉘伊奈忠次 ㉙伊奈忠次 ㉚伊奈忠次
㉛伊奈忠次 ㉜伊奈忠次 ㉝伊奈忠次 ㉞伊奈忠次 ㉟伊奈忠次
㊱伊奈忠次 ㊲伊奈忠次 ㊳伊奈忠次 ㊴伊奈忠次 ㊵伊奈忠次
㊶伊奈忠次 ㊷伊奈忠次 ㊸伊奈忠次 ㊹伊奈忠次 ㊺伊奈忠次
㊻伊奈忠次 ㊼伊奈忠次 ㊽伊奈忠次 ㊾伊奈忠次 ㊿伊奈忠次

大川戸は松伏町の西北部にあり、庄内古川と古利根川に挟まれた土地である。陣屋は旧渡良瀬川と旧利根川によって形成された自然堤防上にあり、春日郡市と隣接している。

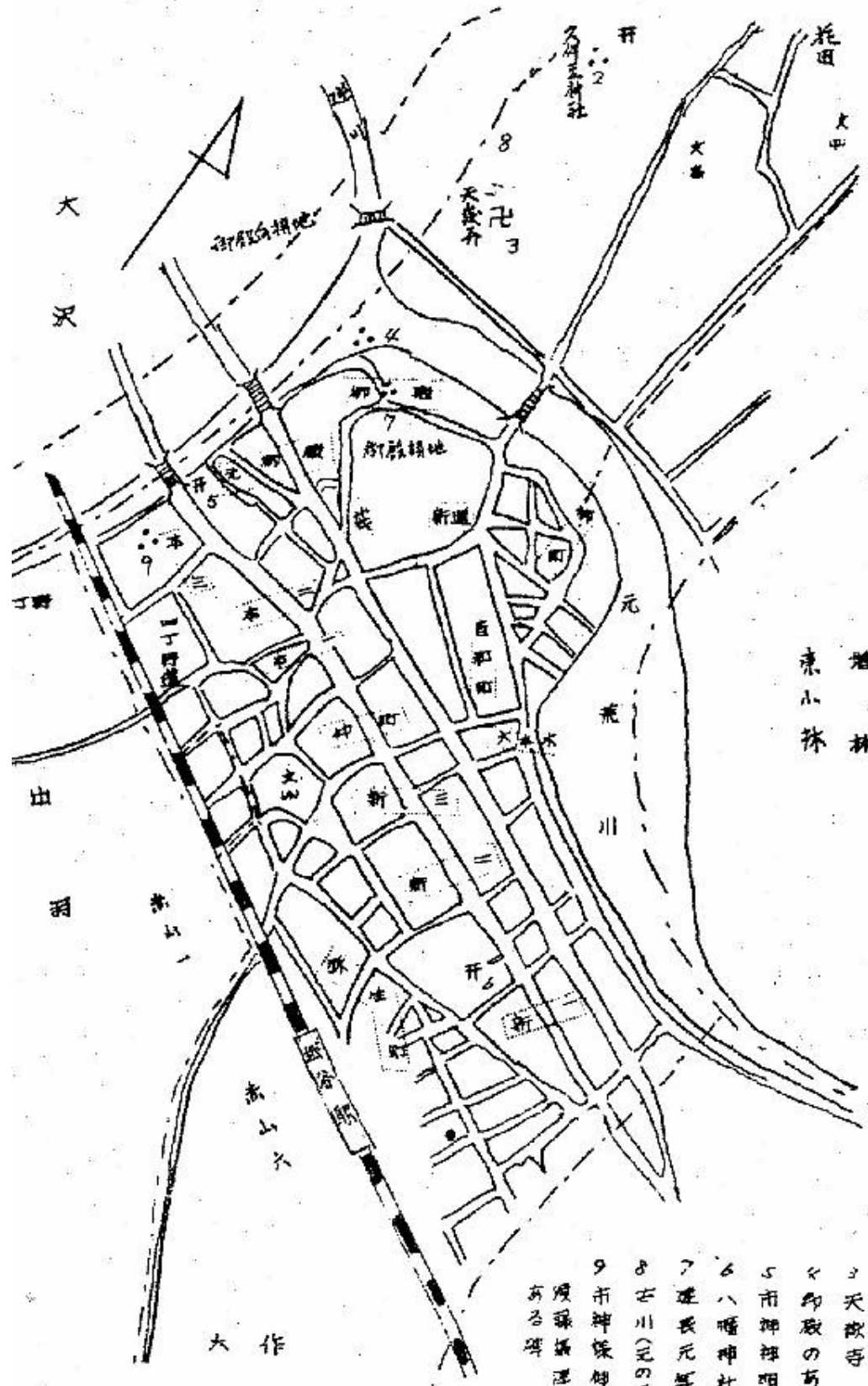
慶長五年(一六〇〇)、徳川家康は会津の上杉景勝を討とうとして下野小山に陣を進めたが、豊臣方の石田三成が挙兵したとの報に接し江戸に引き返した。その途次、当所に陣屋御殿を構築するよう伊奈忠次に命じ坪割書を手渡した。忠次は代官杉浦五郎右衛門定政を構築に当たらせ、短時日で竣工させた。ついで同十三年頃、伊奈忠次の取計により杉浦氏が居住するようになった。景勝の周圍には幅二二―三六mの堀がめぐらされていた。

現在、屋敷内の西南に東照宮(比高三m)が祀られている。ここに文明三年(一四七二)の板石塔婆ほか二基がある。なお、陣屋をこのように短時日で構築させたのは、土家の居館を改造したからとみられる。また急いで造らせたのは、石田三成との決戦を前提に、江戸の北方の豊臣方(常陸の佐竹義宣、会津の上杉景勝ら)の侵攻に備えたものと考えられる。



180 大川戸陣屋御殿

越谷市の史蹟と傳説



東山 林
東山 林

- 1 大伊豆神明
 - 2 平田屋敷
 - 3 天徳寺
 - 4 御殿のあった場所
 - 5 市神神明社
 - 6 八幡神社
 - 7 運長元年の交碑
 - 8 古川(元の元荒の流)
 - 9 市神様御主
- 渡部橋運に関係のある碑

増林地区

(1) 林泉寺

浄土宗林泉寺（増林上祖）は今から約五百年前、文正元年本誓上人が開山。本誓は三番の弥勒、此處に信心の作れる弥勒をまつてある。現在住職は三十一代木村友範氏である。

明和二年三月十五日、性善上人の筆による日海像は、林泉寺開元者、貞和二年丙戌年當て支延三四〇年。古は觀音の別当にて、平僧と開伝三申候。其時代元年身に正觀音の御像に記し有り文正元年丙戌年にて上人地となり前の治匠工門先の方に往古の觀音の地なり當時上人寺と改め開山本誓上人正林良繪和尚長享元年本年三月十五日寂すし述べている

開山前百年頃、當時門前の治匠工門（観音本助若工門氏）屋敷（観音寺地所台榎）にオイノルを持つた白衣の行者が此地に観音を安置したので寺のはじまりらしい。寺の古文書や記録によると、この地の發展は北条の善武君が性を善く増林に土着し教を修むようになった。

これを先祖としているのが、開福家や宮川家である。この土地の者は觀音を熱心に信仰し、土地などを寄進し次第に寺が充展してきたのである。境内六千四百坪の広い寺域となり、茶師堂、観音堂、不動堂が次々と建立され

た。このような本寺の形態は真言宗の寺院であるので、最初からの淨土宗ではなく、恐らく徳川時代の正徳年間以後築されたのであろう。徳川の封建制度の確立、幕府の政策による檀家制度は意外に信仰心を強め、寺に対する寄附なども多大になされた。本寺は八代將軍吉宗の命から空懸狂間に奉堂（享保元年）鐘樓堂（享保三年）が建立され、観音堂が改築されたのである。本堂の大きさは九間四面、現に存する朱塗の門は、當時の金七十兩で建てられたと過去帳の朱白に記入され、又天竺寺も詳細に記載されている。



駒止めの榎（林泉寺）

まきりまは、
高きかこいふであらうか
出陣のこの榎のてしむを
まきりま

(3) 権現井戸

当山に立寄りし家事に茶を淹焼した。その水を取ると
といわれている井戸を権現井戸と呼んでいる。現在は水
が枯れかけているが今から八十年前位は清々々湧き出していた
といわれている。写真にあるように「権現井戸三跡」
標本美蔵書と記されている記述碑が木村良純、標本美蔵
通田正文の著書の裏面 によつて建てられていた。その
裏面には標本美蔵氏が由米を記している。

由米 記

關ノ慶長中東照公鷹狩ヲ以テ東武ノ野ニ来ルヤ毎ニ当
山ニ憩ヒテ菓ノ并ニ汲ムヲ欲トナセリト余昭和十一年七
月某ニ感中ノ古文書ニ之ヲ記スルモノ有テ山ヲ三十一世木村
良純師ニ示入ル其ノ跡ヲ察シテ權現井戸正丈氏之ヲ譲
リ共ニ余ニ記ス。求ム因テ記シテ權現井戸ト呼ビ以テ公ノ
遺業ニ奉祀スルヲ勸シテ後昆ニ伝フ

昭和十二年三月

正林山林泉寺僧徒總代標本美蔵撰文并書

(2) 駒止めの旗

近きや小田原城の北永氏を倒し全国統一し、家康が江
戸城に入った翌年、天正十九年、徳川の承継、農民の紀
奏、野史(愚将り)等々兼おてこの地に来り、この時林



権現井戸(林家寺)

泉寺に立寄り、駒を繋いだといわれる旗の木がある。こ
れを駒止めの旗と呼ぶ。写真に見られるように此増城は
は見られないような立派なもので関東一の旗の木である。
越谷市文化財の指定の候補になっている。

越ヶ谷地区

越ヶ谷御殿

新殿、元御殿 と言う地名は二つに御殿があつたから
だといふ言われるのですが、全くなんの跡もたなく、確
定一つ見ただことかないので、私は伝説的に聞いていまし
た。ところが、今度の調査の結果、はつきりと御殿のあ
つたことを知りました。

先々 文久元年の頃の調査かと思われる 町並を思ますと「御殿下道」に「新御殿表通り御門見通り」といった道があり

御殿表通り御門見通り

石佛殿表前庭林有之、藤原九辰耳、右村新造ケ谷、町引申候、御三代参上者、御成有之候、香蓮大、漱石御殿御殿之後、明曆三酉年江戸大火事而御殿、御覽失之節御殿引申候、(旧記より)

又別の記述には、郷土研究誌)

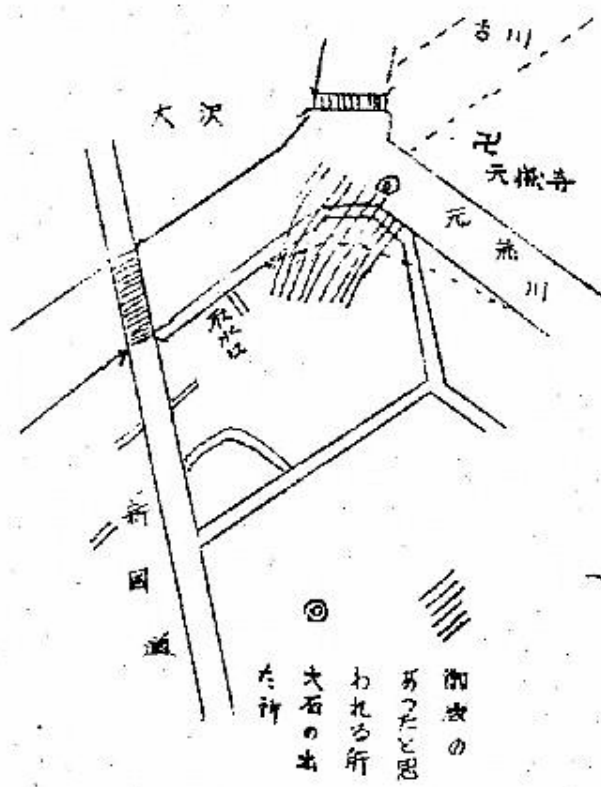
徳川家康が、遠ヶ谷へ遷狩りに来られた時、会田出羽の邊に小休したところ、非常に地形的によかつたので、この地を望まれた。そこで重政共この地を献上した。而して、その地に慶長九年(一六〇四)増井村にあつた御殿を移したとあり、岩波文庫「千代田城」三十七頁を引ると

二ノ丸の殿舎明暦三年滅失、遠ヶ谷の別邸(遠ヶ谷御殿)を移したるが、文久大騒動で滅失す。

ここまで挙げて置きますと、全くその信憑の程は明らからず。その上に、この方面について色々なことを知つていらつしやる方々のお話をささますと、御殿で使つていた重員の数々が近くの社に、納めてあつたのを御覽になつたといつておられました。又大正十三年の元荒川改修の時、御殿の非常に大きな礎石が、六ヶ谷に搬されたので

す、それに、遠ヶ谷御殿は、もとは増井村にあつたものと考へられていますが、事実そのあたりの地石は現在も城上へしろのうえしと云ふそうです。

この御殿は、花岡徳持りの時のお林み所として、お成りかたびたのあつたようです。又奥州の大名の参勤交代を、ここまで出張して送り迎えたこともあつたようです。その場所は、礎石の礎盤などから考へて、次の図のようになり、遠川の元荒川へ流れ出したあたりの川の真中より御殿へかけてらしいです。匠洗場の石が、



大相模地区

大相模真大山大聖寺（不動様）

櫻起を史実と照らしながら眺めると又のようである。武州大相模不動明王浦儀記によれば古来伝えられた縁起があったが寛文中十余事を撰述したので人伝に於いては、良弁が相州大山で不動明王一尺七寸の像を刻んだ。侍者に斬置わせてこの地までくると懸に墜くたつたので「有様の地」とした。又云う。不動明王は根元二体を知んせものである。延喜年中この地に一異廟あつて毎日元荒川の水で沐浴し不動明王を崇敬していたので、不動輪といわれた。相州大山に参詣すること年に十数回。一朝、山がきていふのは「持つてきたこの像は相州大山で良弁が刻まれたものだ」といつて忽然と消えた。蒲はこゝで、一字を置つて像を安置した。又外記とは相が相州大山に参詣の帰途山中にて人のうめさ声にあつたので草むらぎ分け入つたところ一体の像があつたのでこれを持帰り安置したという。いづれにしても初本並不動明王については長後約ではあるが、昭和七年、文部省湯村豆元氏らが写した感書によれば「良弁の作とはいふ程さも同時代のものでみても差支えなからう」と記述では良弁は大山以東には来ていないことになつてゐる。

天文の初め城主が御本尊を盗み武江某の家に宿したところ、家屋焼動して止まず、驚き意を返した。その後変事あれば懲罰することから家屋不動といわれるようになった。天文、弘治、永禄、元龜の順、岩付城主本田清正及び北条氏兼崇信し養護して庇護けにしたことは元龜三年二月の氏譜の、定々によつて明らかであり奥方本参詣都度使用した珠数が保存されている。

武州大相模不動明王
 武州相模郡大相模郷
 不動明王
 石大相模不動院
 石大相模不動院
 石大相模不動院
 石大相模不動院

天正十二年 沙阿定紙へ肥州の根来寺性真法師の弟子はこの寺を立派にして伽藍を修築した。恐らくこの時七堂伽藍が整つたと思われる。

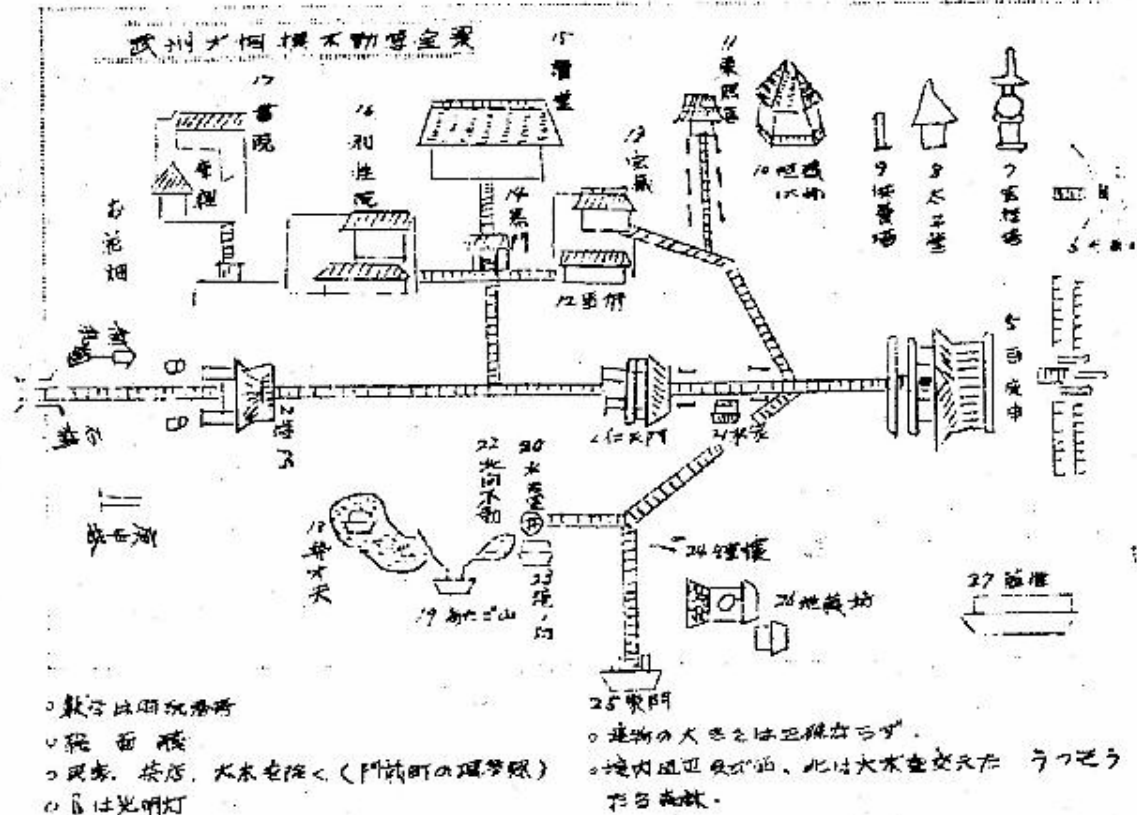
家康が遊獵の折定飯は良鳴不動の話をしたところ、これに感服して水田六拾石を与え、大聖尊と号した。これは龍慶入國の翌年にして天正十九年十一月である。この時を同じうして県内の神社佛頭に地を寄進してゐる。その数は神社に比して寺院が遙かに多く百九ヶ寺に達した。近郷の十石以上の主な寺院

大谷石 新真真宗 大空寺不動堂 新方村

十五石 淨土宗 天鏡寺 須ヶ谷

十石 淨土宗 淨音寺 鬼田方村

又江戸城の方角からすると鬼門にあたるところから僧大口を与えた、即ち末寺のこと、次の五寺が近耳まであつた、支養院（大正大寺境内に修築し現在は修理となる）福寿院（明治四十三年多摩）智将堂、F持院、東光院（庵寺）慶長五年六月徳川家康は下野小山に上杉景勝を攻めていた時に石田三成近江に兵を率ぐ、この江戸の變りに當り即ち江戸へ常づんとしたが風雨強く海手に宿した、家康は一刀を缺けて戦勝祈願され、刀を立く刀のゴマ磁から西に倒れば西軍（石田）の負け、東に倒れば東軍（徳川）の負けとしたところ刀は西に倒れたその時は甲冑の袂れ合ひ首、敵の首を足首としたといふ、後にこの刀を寺宝として東照宮建立の際御神体とした、かくして慶長五年秋九月十五日家康は関ヶ原の戦いで大勝を収めた、この以後當時では秋九年四月を大塚とし相模を備すならわしとした、尚御開帳は西軍といふ。



ノ 制札 と保四年に設けたものの石垣の上に立てたものである。制札とは齋札兼札ともいひ禁止事項を忘く民衆に告示することを目的とし多く不知状の様式をとつていた。大書は「明令」であり 実際は大札に書いて神社の門前や人の集る場所に掲げたものである。室町中期から幕府の発した禁札（制札）は多式が大體一定して来ており江戸時代の禁札は三ヶ条に限定されている。これより先当寺には次の制札がきつているのでそれを書いておいた。

禁 制

- 一 喧嘩口論云々
- 一 神寶根絶云々
- 一 偽造活字云々

天王十訓年正月十八日

福良又八郎

大相模不動坊

2 惣門 不動坊といわれた初期には小さな門であったと思われずが記録がない。當時廿三世の付木金戒河師が十古の修者の所成を得て文化元年十二月月賀社大を惣門を建立した。後永永元年（四十）年修造しに大破したので三十世彦剛比丘が有志に函興し屋根を銅板葺にし永世不朽と思ひの外明治十三年（三十四）年修造しに再び崩したのて西方東方更田が三村の住持願願五十余名一致相興し惣門世話方の盡力で八百百石の淨財を納得し明神

十七年に更り修造銅板葺が完成したのである。願字々真大山は白河米箱の筆である。



3 仁天門 享保四年修造之。屋根は茅葺で雨漏りに待因、昆沙門の二天門像を安置した。路上に十六段あり天田廊をめぐらす。明治二十二年十月（十九日）町内へ門前所を移すの山城湯屋（現湯）より火災を生じ近所々七軒を焼きつくし更に飛火により仁天門の茅葺根に火が移り全焼した。この時佛像の眼が望石であるといわれていたので不動坊へ俗に乞食師主といわれる人々が食寄として多数宿泊していた甲の一人は火中に飛びこんだが遂に焼死してしまつた。

父、本堂 明山の如く天平勝宝二年といわれ始め不動坊次いで不動院大聖寺と呼び名が変るにつれ本堂の礎石は順に社大をそ加えていった。本堂は良弁作といわれる一丈七寸の白木樓で秘佛として人に承をなかつた。この前に知証の刻んだ一尺三寸の立像を安置した。明治二十六年六月十六日折からの新風に本堂回廊下附より落火し二日三晩焼え焼けた結果さしもの大建聚も土白石のみを敷して灰となつた。火災の原因について二、三の説あるも相れも確定的でない。本木で本は焼けた後半分のみをまじい葺き生かしていたことは今では補のみとなつてしま

つた。

さてこの火災の原因となるのは本尊のこころであるが、出火と同時に見える人（死亡した）の針子を願はると小さい佛像一体しかないのでこれらが本尊であるかと云われたい。しかしこの時本尊は他にまつたの西障を塗れたのは不幸中の幸であった。加藤前住僧大正十二年に西障すべく昔の姿を再現した設計図を作りこの針画は九月三十一日に許可がおりたが翌日大震災にあい取止めとなつてしまつた。見舞価格十六万円

5. 百庚申へ庚申藩と百石局の庚申殿へ庚申殿の木まより奥北五間離れに中央に一文余の庚申塔それより左右に二枚づつ百庚申を並べてあつた。明和町十三等の木宮で裏の元飛川土手に土儀かわりに用いた煉瓦造にしたものを集め現任は東門西側に並んである

6. 天酒造 現任裏山でもつとも高く三米はある丘がある。此處に石版を巻つて天酒造があつた。

7. 宝燈塔 諸寺に多く見られる大きな石塔がある。現任一米ばかりの石塔がある。その上に建つていたものを火災後明本堂東表にかたしてある。

8. 太子堂 聖徳太子を祀つてある。

9. 供養塔 詳細ならず

10. 経蔵 六角堂へは蓮花多数と同形にして一切教へは教団の總業を慰らふ天徳威質業障による天徳威質を収めた。

11. 東照宮 慶長五年一月上杉景勝征討の折家康が立寄つて不動堂に木刀を納めし縁故によりその木刀を神体として東照宮祠に建てられ延宝六年七月将軍家綱より當時親如平将領金を得て享廟を所遷し新たに木像を彫刻して安置した。木刀は祭の日の儀に納つていて無銘である。

12. 通所 寺内の火災 通所等の警備塔折

13. 宝蔵 寺宝の倉庫である。火災の時多数遺物出し惣門東側に置いたが多数散逸（保護の名目でも）してしまつた。

14. 黒門 黒塗りのためこの名あり。火災をまぬがれた。現在庫裡に通ずる赤屋根の門

15. 講堂 本堂に次ぐ大建業で数百人収容できた

16. 利性院 大聖寺の末寺

17. 書院並びに庫裡

18. 美女籠子（弁天様のこころ）今も池中にあり

19. 雲石山

20. 水垢里井戸 文化年間頃に掘り水が噴き出ていた。災で枯れて古井戸同様

21. 水家 手洗水で本居里井戸の水を使用

22. 滝ノ坊 断崖壁ともいわれ水石里井戸より新戒沐浴した後この坊で修業した。

23. 北向不動 三仏にて井戸を上から見下し北向のためこの名あり。

終りに

以上、徳川家康と越谷との関係は、家康ご入国の当初の情勢から、関ヶ原の合戦勝利により天下統一、幕府開設、將軍職を譲り、大坂の役により豊臣氏滅亡と、徳川家のお家の変貌にもとづき、越谷地方も小田原北条体勢の崩壊、徳川新体勢下の秩序の再編制、江戸中心の交通路と宿駅制度、治水により河川流路の変更、兵農分離による身分制度等々目まぐるしく中世から近世へと変貌する中で、陣屋・御茶屋・御殿等の必要性そして廃止・移転、宿駅の開設・新道開設、地方土豪の支配から徳川直割支配への移行により新御取立層の定着等々、時代背景が理解出来た事と思います。

越谷における徳川家康との関係有る物を記すと。

1. 越ヶ谷御殿跡、2. 御守殿跡御見捨地四畝二十六歩、3. 御殿番小杉藤左衛門尉景房の墓(天嶽寺無縁仏)。4. 拝領御馬鞍・鐘首之御旗・御紋附御団扇・東照宮御筆鶴之御絵、(足立区保木間吉岡家蔵)、5. 伊奈備前守書判印形の差添状(越ヶ谷本町小島才輔氏蔵)、6. 駒止の楨・権現の井戸・御茶屋御殿境内記の石杭(増林林泉寺)、9. 御放鷹仮橋跡(大聖寺裏渡跡)、10. 家康御泊刻の寝巻・拝領御太刀・東照宮(大相模大聖寺)、13. 拝領信国銘短刀(瓦曾根中村彦左衛門家蔵)、14. 小金城主三万石徳川(武田)信吉の母秋山夫人の一族秋山家(瓦曾根秋山家他二家)、15. 大川戸陣屋坪割書家康直筆(大川戸杉浦家蔵)、16. 家康拝領御太刀無銘(下赤岩三田崎新八郎家蔵)

疑問の尽、本講を記したものの

1. 御守殿跡御見捨地四畝二十六歩、現在の所同番地に比定出来る番地が見当らぬ為確定出来ぬ尽となつて居る。前後の番地は認められるので、河川敷となつてしまつたか？

2. 10頁上二十四行、「宇都宮御座之節、御忍道御案内仕被下仰付御供仕、其節森川・会田出羽・久世一所御用相勤」と有りますが、お忍道の事実と時期の確認が出来ず今の所不明である。

私、郷土研究会に入会以来十七年、この間に発見したものとや解明したものを記すと。

1. 古志賀谷次郎為基の系図発見、古志賀谷氏そのものの発見となり越谷市史に記載された。
2. 文和二年の板碑、越ヶ谷新町二、八幡神社の御神体古志賀谷氏のもので北朝方に味方した事が解る。
3. 御殿表通御門見通し・御殿下通り道の発見
4. ハツ塚、三田方境と飯島境にあつたハツ塚の解明。
5. 御殿番小杉藤左衛門尉景房の墓を発見。
6. 越谷会田出羽家の出自。長野県東筑摩郡四賀村字会田(会田郷三千貫文)虚空山城他六城の城主で武田の東筑摩侵攻の為落城し落居す。

以上を持ちましてこの講を終わりますが、話し下手と筋書の配列が悪い為、お解り難い所が多々有つた事と思ひますが、皆様方の御理解によりまして御寛恕下されます事御願致します。

参考資料

越谷市史

越谷市史 続史料編

新編武蔵風土記稿

越谷市の史蹟と伝説

日本城郭全集

関東郡代

越谷御殿と越谷会田家の研究

本間清利 著

主 催
日 時
発 表 者
印 刷 所

越谷市郷土研究会
昭和五十九年五月二十七日
山崎善司
越谷市弥生町十二の七
越谷サーピス会印刷所